

朝霞市男女平等推進 年次報告書

令和8年度版

(令和7年度事業実績)



©むさしのフロントあさか

朝霞市

「令和 8 年度版(令和 7 年度事業実績)年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」(平成15年4月1日施行)に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぷらざ(女性センター)」の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめています。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の令和 7 年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」の重点課題や施策目標、施策の体系を掲載し、「朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱」に基づいた、主な施策ごとの評価、課題、今後の方針等をまとめています。

また、女性活躍推進法基本方針に基づき、朝霞市推進計画として位置付けた施策について、総合的に評価をしています。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しています。

目次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
① 政治への参画	
・市議会における議員	
② 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
③ 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
④ 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
・審議会等の女性委員の登用率の現状値	
② 家庭生活	9
① 人口と世帯	
・男女別人口	
② 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
③ 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	12
① 小中学校	
・小中学校の教職員	
・小中学校の管理職教員	
④ 健康・福祉	13
① 児童	
・児童虐待	
② ひとり親家庭	
・児童扶養手当	
・生活保護	

- ① それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況
 - ・利用者数
 - ・図書貸出し数
 - ・女性センター登録団体
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧
 - ・男女平等推進情報「そよかせ」の発行
 - ・それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績
- ② 女性総合相談
 - ・女性総合相談
- ③ DV相談
 - ・DV相談
- ④ 苦情申立て
 - ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況 19

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 20

- ① 計画の全体像
- ② 重点課題
- ③ 施策目標
- ④ 施策の体系
- ⑤ 計画の構成・期間
- ⑥ 朝霞市男女平等推進事業評価
 - ・朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱
 - ・令和7年度男女平等推進事業評価一覧
 - 施策目標ごとの指標・数値目標
 - 進行管理事業評価
 - 第2次朝霞市男女平等推進行動計画指標・数値・現状値一覧表
 - 関連事業の実施状況
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価
 - ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
 - ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表
 - ・主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に
関する施策と一体となる取組項目一覧表
 - ・女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

第3部 朝霞市の男女平等推進体制	84
●男女平等推進体制	85
① 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
・朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	
② 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
③ DV 対策等関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
用語解説	89
参考資料	93

第1部

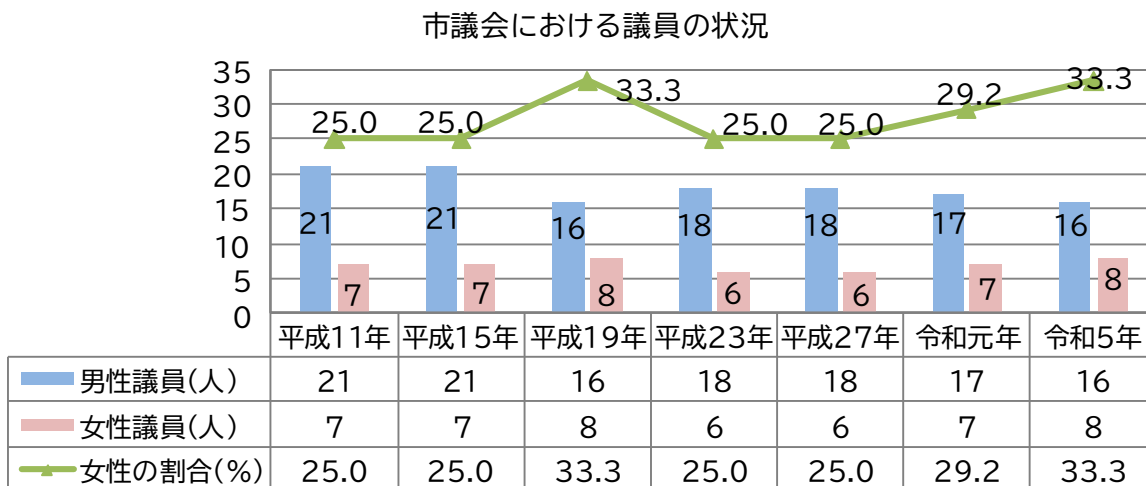
朝霞市の男女平等をめぐる状況

① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成23年から平成27年までは4人に1人(25.0%)の割合で推移していましたが、令和5年12月の改選では、議員総数24人のうち、男性議員16人、女性議員8人となっており、前回に比べ、女性議員は1人増となっています。



(各年とも12月改選時の状況)

*参考:埼玉県議会における女性議員の割合 令和5年4月現在16.1%
 埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 令和6年12月現在26.3%
 *資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、令和8年3月31日現在76の審議会等が設置されています。委員総数は1,032人で、うち女性委員の数は335人、全体の32.5%となっており、前年同時期比0.1ポイント増となっています。

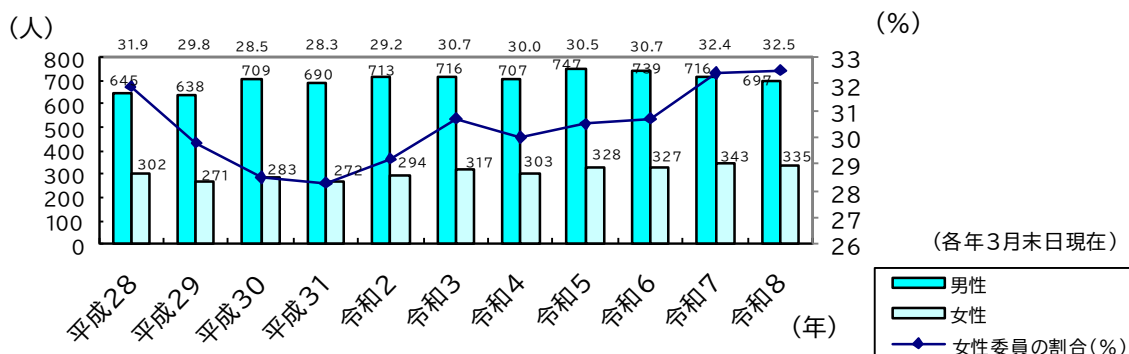
設置根拠	審議会等の数	委員数(人)	男性		女性	
			人	%	人	%
*法必置	13	167	96	57.5	71	42.5
*法任意	26	408	281	68.9	127	31.1
*市独自	37	457	320	70.0	137	30.0
計	76	1,032	697	67.5	335	32.5

(令和8年3月末日現在(休止中のものを除く))

- *法必置……法律により必ず設置しなければならないもの。
- *法任意……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。
- *市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P7～P8に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
平成28年	71	947	645	302	31.9
平成29年	68	909	638	271	29.8
平成30年	71	992	709	283	28.5
平成31年	72	962	690	272	28.3
令和 2年	74	1,007	713	294	29.2
令和 3年	75	1,033	716	317	30.7
令和 4年	72	1,010	707	303	30.0
令和 5年	76	1,075	747	328	30.5
令和 6年	78	1,066	739	327	30.7
令和 7年	77	1,059	716	343	32.4
令和 8年	76	1,032	697	335	32.5

(各年とも3月末日現在)

*参考:埼玉県審議会における女性委員の割合 令和7年4月現在 47.2%

埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 令和7年4月現在 30.2%

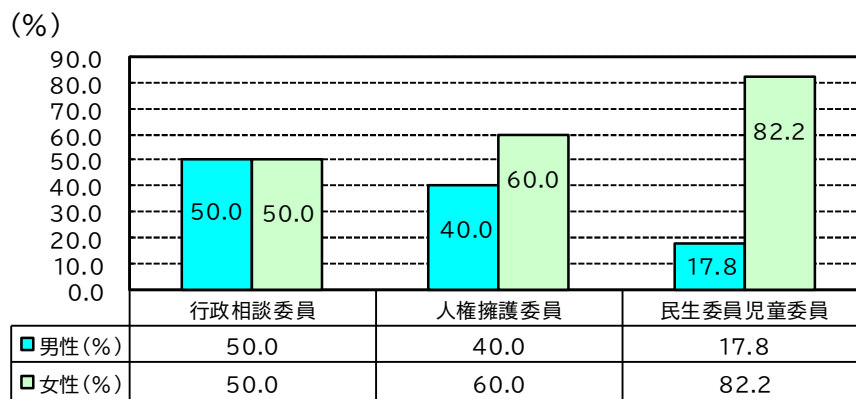
*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人(50.0%)、人権擁護委員5人、うち女性3人(60.0%)、民生委員・児童委員146人、うち女性120人(82.2%)となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況

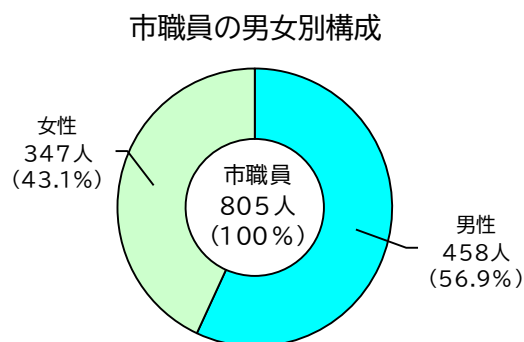


(令和8年4月1日現在)

4 市職員の構成

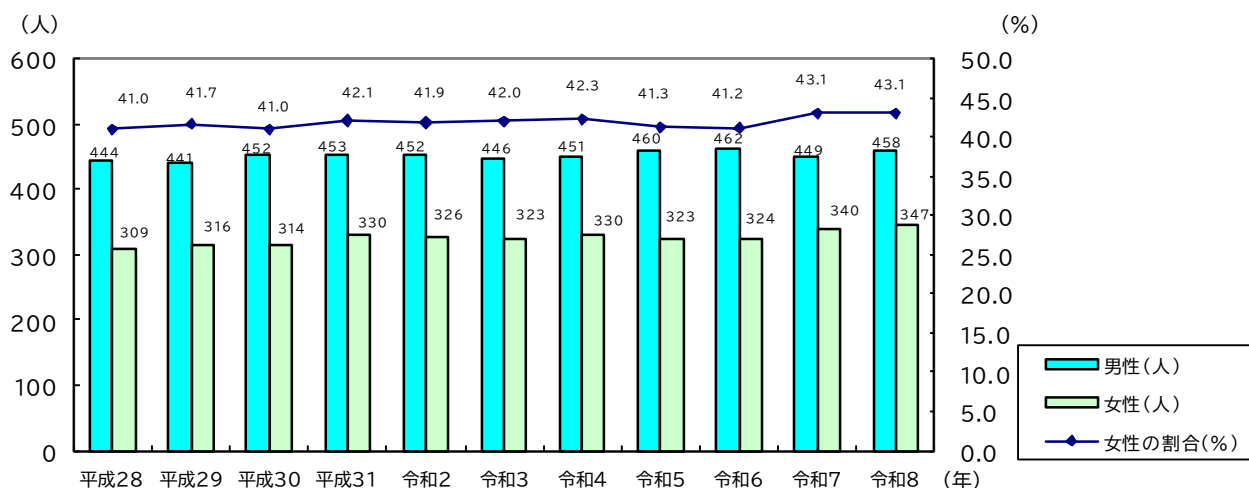
【職員の男女別人数】

職員数(特別職及び非常勤職員を除く)は、令和8年4月1日現在、805人で、男女の構成は、男性458人(56.9%)、女性347人(43.1%)となっています。全職員に占める女性の割合は、前年と比較して増減がありませんでした。



(令和8年4月1日現在)

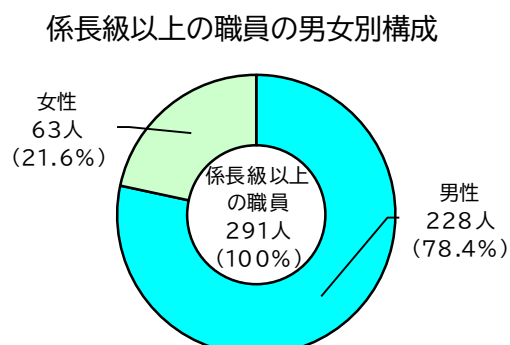
市職員全体に占める女性の割合の推移



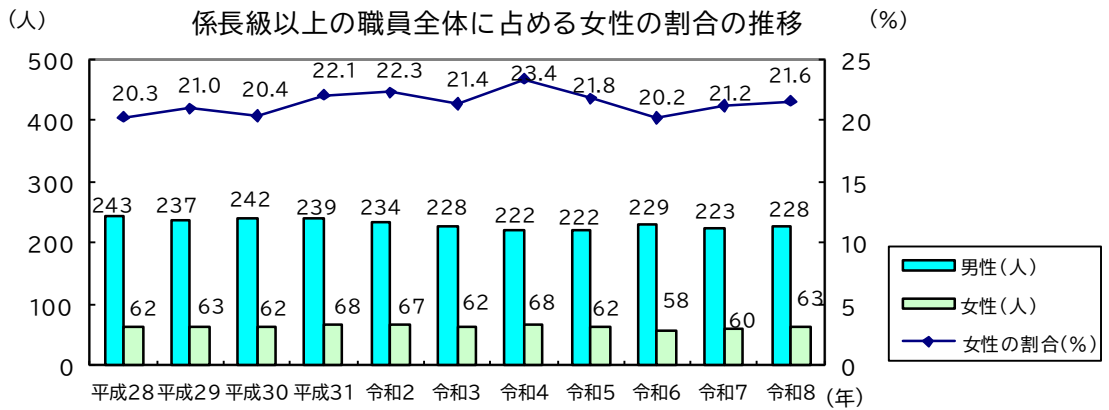
(各年4月1日現在)

【係長級以上の職員】

職員(特別職及び非常勤職員を除く)に占める係長級以上の職員は全体で291人(全職員に対する構成比36.1%)です。男女の構成は、男性228人(78.4%)、女性63人(21.6%)です。女性の係長級以上の職員の割合は、前年よりも0.4ポイント増加しています。



(令和8年4月1日現在)



(各年4月1日現在)

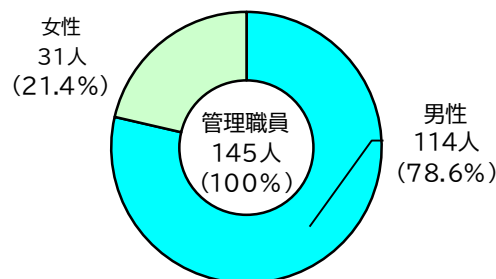
*参考:埼玉県主査級以上職員における女性職員の割合 令和8年4月現在 23.7%(令和3年度以降は病院局を含まない)
埼玉県内市町村係長級職員における女性職員の割合 令和7年4月現在 31.4%

*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

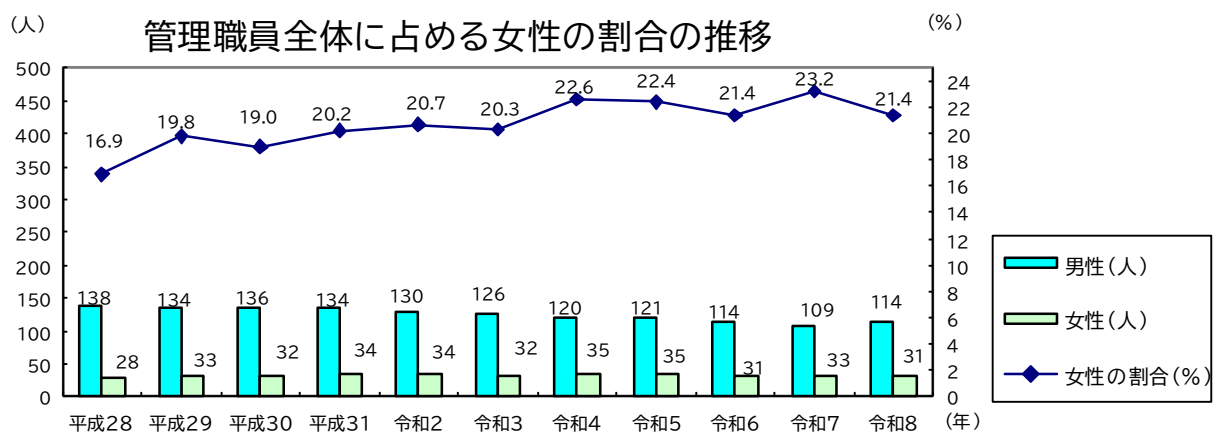
【管理職員】

職員(特別職及び非常勤職員を除く)に占める管理職員(課長補佐級以上の職員)は、全体で145人(全職員に対する構成比18.0%)です。男女の構成は、男性114人(78.6%)、女性31人(21.4%)となっております。女性の管理職員の割合は、前年よりも1.8ポイント減少しています。

管理職員の男女別構成



(令和8年4月1日現在)



(各年4月1日現在)

*参考:埼玉県副課長級以上職員における女性職員の割合 令和7年4月現在 15.1%(令和3年度以降は病院局を含まない)

*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

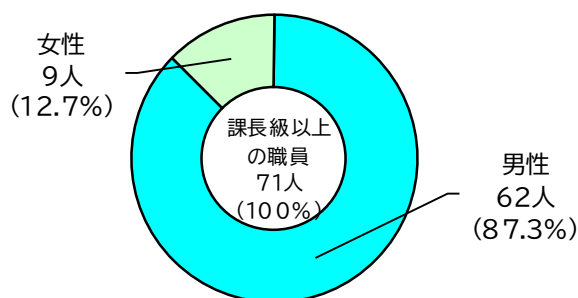
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で71人(全職員に対する構成比8.8%)で、男女の構成は、男性62人(87.3%)、女性9人(12.7%)です。女性の課長級以上の職員の割合は、前年よりも0.4ポイント増加しています。

なお、部次長級以上の職員は全体で34人(全職員に対する構成比4.2%)、男性は31人(91.2%)、女性は3人(8.8%)となっています。

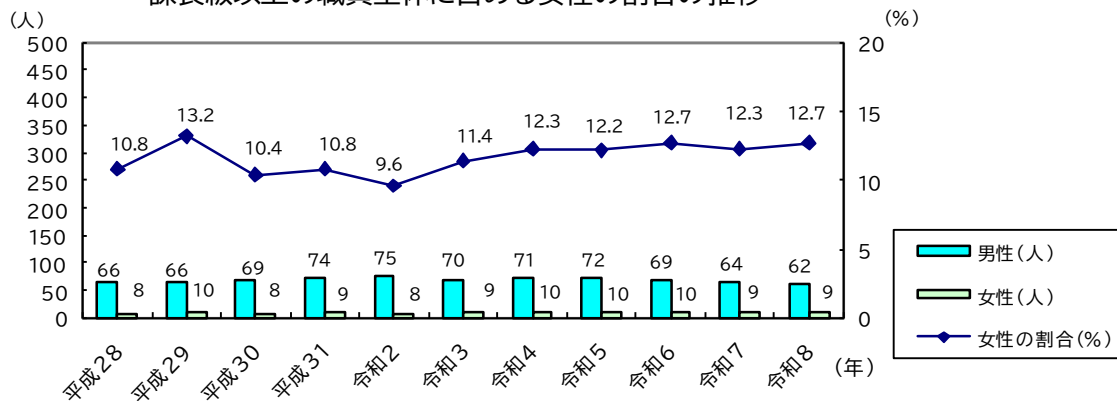
また、部長級職員は全体で15人(全職員に対する構成比1.9%)、男性は13人(86.7%)、女性は2人(13.3%)となっています。

課長級以上の職員の男女別構成



(令和8年4月1日現在)

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



(各年4月1日現在)

*参考:埼玉県内市町村管理職相当職以上職員における女性職員の割合 令和7年4月現在 17.7%

*資料:令和7年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)抜粋

【審議会等の女性委員の登用率の現状値】

令和8年3月末日現在

印は、各審議会等での女性委員登用率が30%以上を表しています。

	設置根拠	名 称	課 名	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)
1	法必置	行政不服審査会	人権庶務課	3	0	3
2	法必置	本庁舎衛生委員会	職員課	6	3	9
3	法必置	民生委員推薦会	福祉相談課 ☆	3	4	7
4	法必置	介護認定審査会	長寿はつらつ課 ☆	24	16	40
5	法必置	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	長寿はつらつ課 ☆	13	4	17
6	法必置	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課 ☆	8	2	10
7	法必置	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課 ☆	6	4	10
8	法必置	国民健康保険運営協議会	保険年金課 ☆	13	5	18
9	法必置	教育委員会	教育総務課	3	2	5
10	法必置	就学支援委員会	教育指導課	11	27	38
11	法必置	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	2	4
12	法必置	公平委員会	公平委員会	2	1	3
13	法必置	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	2	1	3
14	法任意	防災会議	危機管理室	33	6	39
15	法任意	国民保護協議会	危機管理室	30	5	35
16	法任意	入札監視委員会	契約検査課	2	1	3
17	法任意	環境審議会	環境推進課	10	5	15
18	法任意	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	7	3	10
19	法任意	災害弔慰金等支給審査委員会	福祉相談課 ☆	3	2	5
20	法任意	介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	5	5	10
21	法任意	障害者自立支援協議会専門部会 地域生活支援拠点部会	障害福祉課	5	3	8
22	法任意	障害者自立支援協議会専門部会 権利擁護部会	障害福祉課	7	1	8
23	法任意	障害者自立支援協議会専門部会 こども部会(旧 医療的ケア児部会)	障害福祉課	4	4	8
24	法任意	障害者プラン推進委員会	障害福祉課	8	9	17
25	法任意	障害者自立支援協議会	障害福祉課	12	8	20
26	法任意	障害者自立支援協議会専門部会 精神包括ケア部会	障害福祉課	5	3	8
27	法任意	青少年問題協議会	こども未来課	14	6	20
28	法任意	要保護児童対策地域協議会代表者会議	健康づくり課(こども家庭センター) ☆	15	16	31
29	法任意	要保護児童対策地域協議会実務者会議	健康づくり課(こども家庭センター) ☆	13	25	38
30	法任意	都市計画審議会	まちづくり推進課	12	2	14
31	法任意	地域公共交通協議会	まちづくり推進課	33	1	34
32	法任意	上下水道審議会	上下水道総務課	11	3	14
33	法任意	いじめ問題専門委員会	教育指導課	4	1	5
34	法任意	いじめ問題対策連絡協議会	こども未来課 教育指導課	5	2	7
35	法任意	文化財保護審議委員会議	文化財課	6	2	8
36	法任意	博物館協議会	文化財課	7	3	10
37	法任意	公民館運営審議会	中央公民館	8	6	14
38	法任意	図書館協議会	図書館	6	1	7
39	法任意	農業委員会	農業委員会事務局	16	4	20

	設置根拠	名 称	課 名	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)
40	市独自	外部評価委員会	政策企画課	9	3	12
41	市独自	シティ・プロモーション委員会	シティ・プロモーション課	5	2	7
42	市独自	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
43	市独自	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	9	1	10
44	市独自	防犯推進計画会議	危機管理室	11	4	15
45	市独自	男女平等推進審議会	人権庶務課	4	9	13
46	市独自	DV対策等関係機関ネットワーク会議	人権庶務課	11	10	21
47	市独自	公務災害補償等認定委員会	職員課	5	0	5
48	市独自	農業祭運営委員会	産業振興課	8	2	10
49	市独自	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	24	0	24
50	市独自	都市農業推進協議会	産業振興課	14	2	16
51	市独自	担い手育成総合支援協議会	産業振興課	6	1	7
52	市独自	産業振興基本計画推進委員会	産業振興課	7	4	11
53	市独自	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	5	4	9
54	市独自	地域福祉計画推進委員会	福祉相談課 ☆	12	6	18
55	市独自	総合福祉センター運営協議会	福祉相談課 ☆	7	7	14
56	市独自	社会福祉法人認可等審査委員会	福祉相談課 ☆	3	0	3
57	市独自	日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	障害福祉課	6	2	8
58	市独自	児童館運営協議会	こども未来課	3	7	10
59	市独自	子ども・子育て会議	こども未来課	7	18	25
60	市独自	健康づくり推進協議会	健康づくり課	11	4	15
61	市独自	予防接種健康被害調査委員会	健康づくり課	5	0	5
62	市独自	景観審議会	まちづくり推進課	10	2	12
63	市独自	開発事業等紛争調停委員会	開発建築課	4	1	5
64	市独自	緑化推進会議	みどり公園課	12	4	16
65	市独自	内間木公園拡張整備等検討委員会	みどり公園課	16	0	16
66	市独自	教育行政施策評価会議	教育総務課	11	2	13
67	市独自	入学準備金及び奨学金貸付審査会	教育管理課	9	0	9
68	市独自	教職員等による性暴力等の防止に関する協議会	教育指導課	2	3	5
69	市独自	幼児教育振興協議会	教育指導課	2	7	9
70	市独自	ふれあい推進事業推進委員会	教育指導課	20	5	25
71	市独自	教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議	教育指導課	3	3	6
72	市独自	学校給食運営審議会	学校給食課	9	3	12
73	市独自	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	6	7	13
74	市独自	社会教育委員会	生涯学習課・スポーツ課	12	3	15
75	市独自	スポーツ推進審議会	生涯学習課・スポーツ課	11	4	15
76	市独自	スポーツ推進委員会	生涯学習課・スポーツ課	19	6	25
合 計				733	337	1,070
				68.5%	31.5%	100%

※76の審議会等のうち、37の審議会等において、女性委員の登用率が30%以上となっています。

※☆印は、令和8年度行政組織機構改革前の担当課名となっています。

② 家庭生活

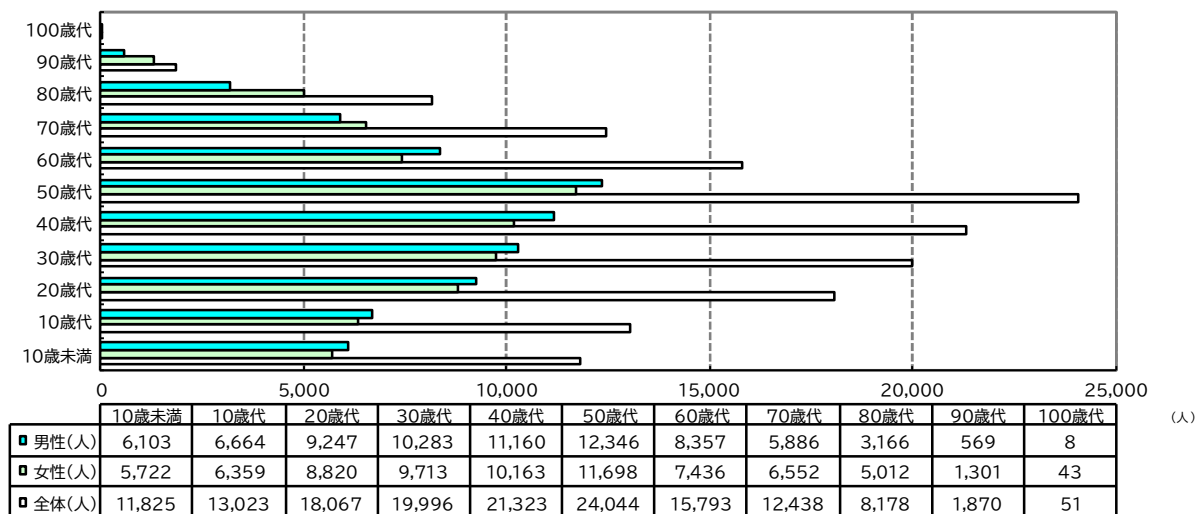
1 人口と世帯

【男女別人口】

令和8年4月1日現在、世帯数は72,392世帯、人口は146,608人で、うち男性73,789人、女性72,819人となっています。

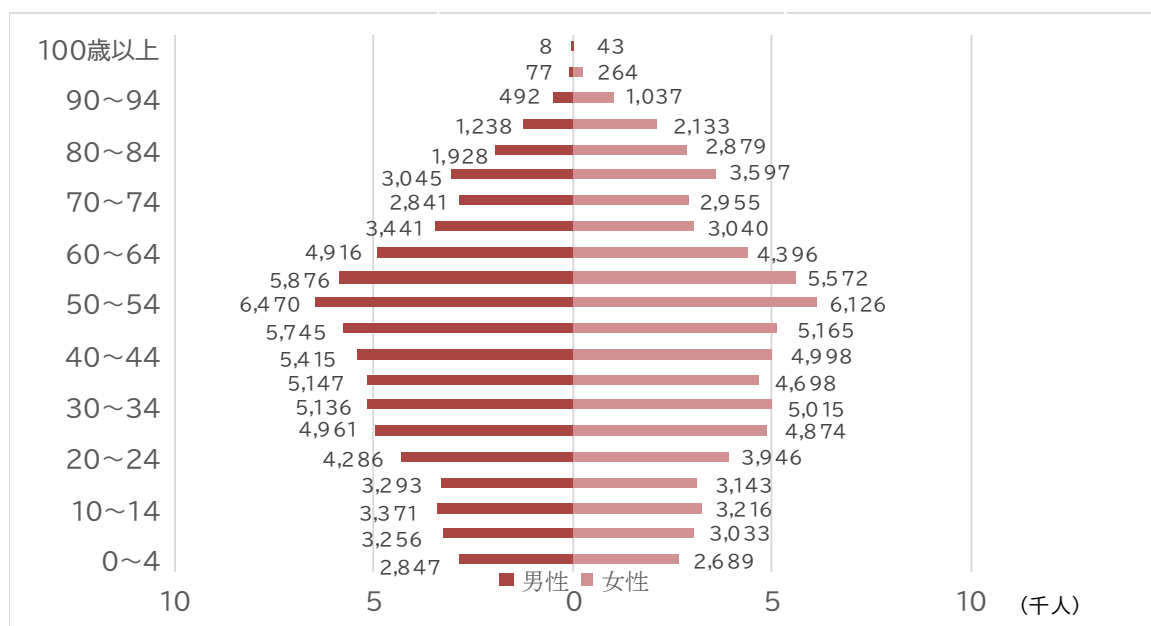
朝霞市の人口は年々増加しています。人口に占める男女の比率はほぼ変化がありません。なお、令和8年1月1日現在、市内の平均年齢は44.4歳(男性43.4歳、女性45.4歳)で県内市町村の中で3番目に若い年齢となっています。

年代別男女別人口



(令和8年4月1日現在)

人口ピラミッド

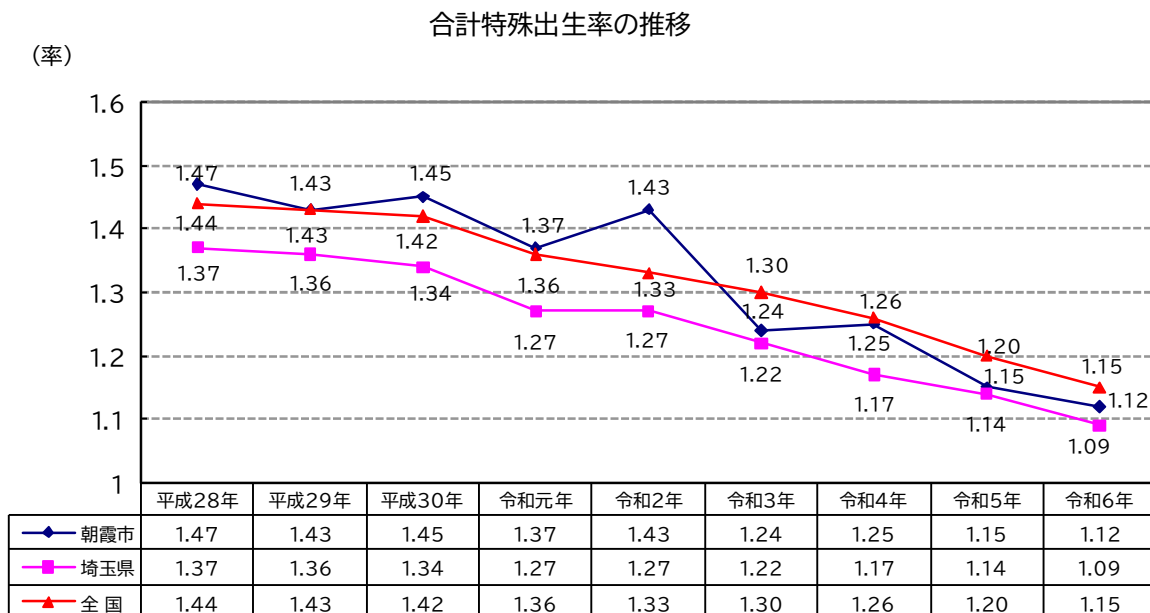


(令和8年4月1日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

合計特殊出生率は、国・県と比べると高い傾向にありましたが、令和3年以降は低下傾向であり、令和6(2024)年は1.12となっています。

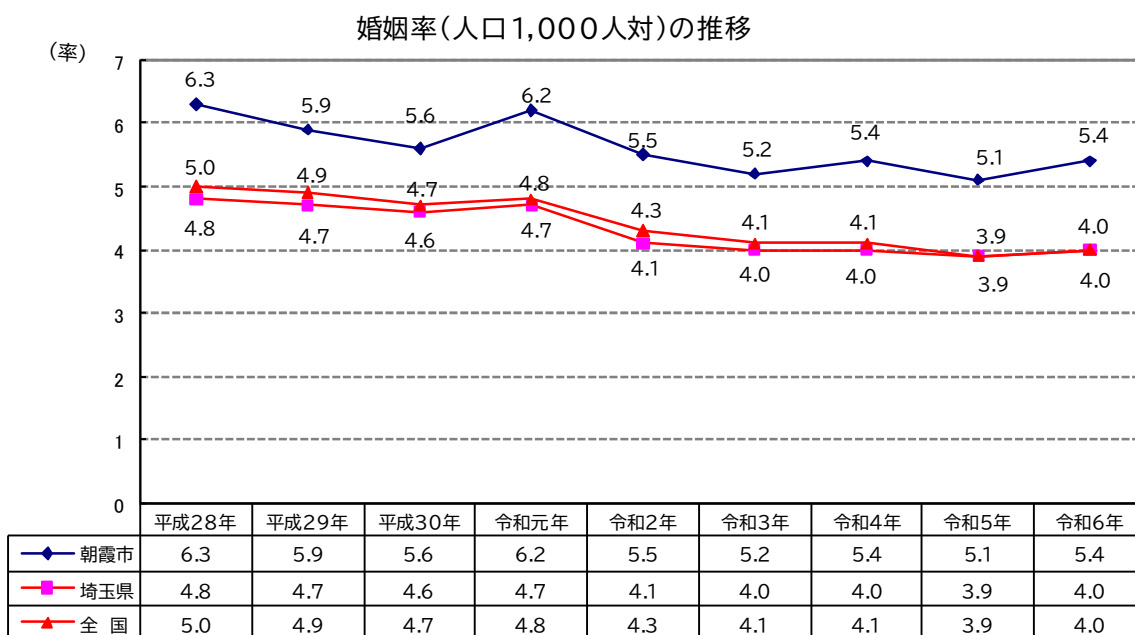


(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

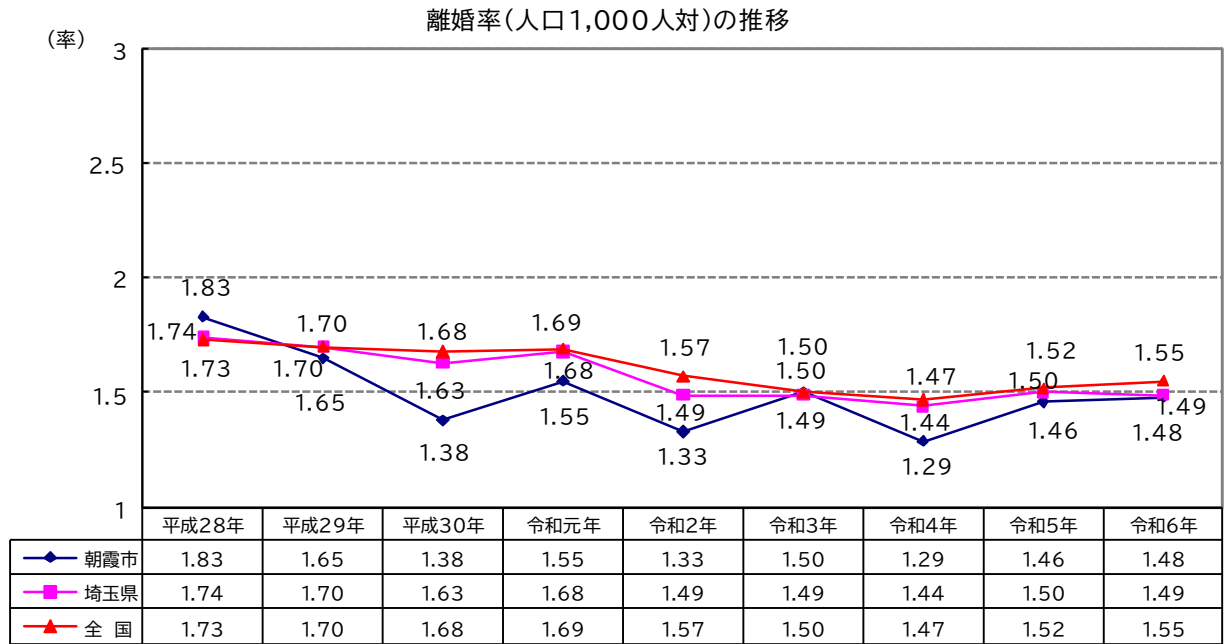
婚姻率は、国・県と比べると高い率を示していますが、総じて低下傾向にあります。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

【離婚率の推移】

離婚率は、令和4年から国・県に比べやや低い水準となっています。



(資料:埼玉県の人口動態概況)抜粋

③ 教育

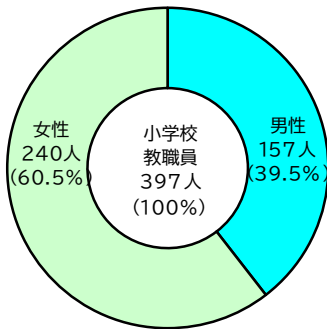
1 小中学校

【小中学校の教職員】

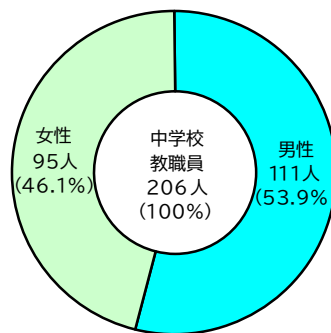
小学校の教職員は、令和8年5月1日現在、全体で397人(前年比3人増)、男性157人(全体の39.5%、前年比10人減)、女性240人(全体の60.5%、前年比13人増)です。女性の教職員が男性の教職員の約1.5倍となっています。

中学校の教職員は、全体で206人(前年比7人増)、男性111人(全体の53.9%、前年比1人減)、女性95人(全体の46.1%、前年比8人増)です。男性の教職員が女性の教職員の約1.2倍となっています。

小学校教職員の男女別状況



中学校教職員の男女別状況



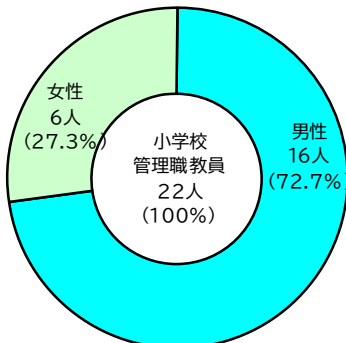
(令和8年5月1日現在)

【小中学校の管理職教員】

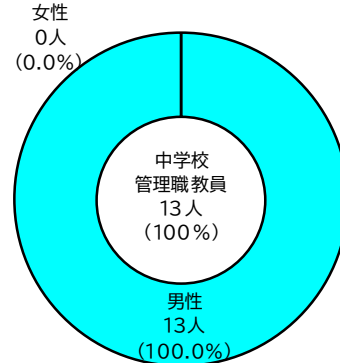
小学校の管理職教員(校長・教頭)は、全体で22人(前年比1人減)、男性16人(全体の72.7%、前年比1人減)、女性6人(全体の27.3%、前年比1人増)となっています。

中学校の管理職教員は、全体で13人(前年比2人増)、男性13人(全体の100%、前年比増減なし)、女性0人(全体の0%、前年比増減なし)となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



(令和8年5月1日現在)

*参考:全国の国公私立小中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合
令和7年5月1日現在 小学校 約31.5% 中学校 約17.9%

*資料:各分野における参画状況 5.教育・研究等 (2)初等・中等教育関係
(男女共同参画局 令和7年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ)抜粋

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDVを行うことは、心理的虐待に当たります。令和7年度の虐待通告(相談)被虐待児童数は、242人で、そのうち面前DVによるものは162人となっています。

2 ひとり親家庭

【児童扶養手当】

令和7年度の申請・登録者数は566人(前年比3.0%減、18人減)で、うち支給対象者は、425人(母親403人、父親21人、養育者1人)(前年比5.0%減、43人減)となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」(354人)で、全体の83.3%(前年比1.7ポイント減)を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
令和3年度	450	3	53	4	1	10	521
令和4年度	428	3	49	3	2	13	498
令和5年度	409	3	51	5	1	11	480
令和6年度	398	4	45	5	2	14	468
令和7年度	354	2	45	3	0	21	425

(各年度3月末日現在)

【生活保護】

令和7年度の生活保護法による被保護世帯は1,586世帯で、うち母子世帯は40世帯で前年と比較して減少傾向となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数 (世帯)

	単身世帯				2人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
令和3年度	799	151	88	246	77	63	21	11	90	1,546
令和4年度	793	164	84	268	65	63	15	7	93	1,552
令和5年度	811	178	87	267	69	63	11	12	98	1,596
令和6年度	826	180	90	273	66	57	11	9	108	1,620
令和7年度	826	185	85	259	67	40	12	9	103	1,586

(各年度3月末日現在)

⑤それいゆぷらざ(女性センター)

1 それいゆぷらざ(女性センター)利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ(女性センター)は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組を支援する総合的な拠点施設として、平成25年1月4日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1日 あたり
令和 4年度	734人	390人	265人	48人	31人	438人	296人	308日	2.4人
令和 5年度	998人	391人	288人	164人	155人	555人	443人	309日	3.2人
令和 6年度	761人	384人	224人	83人	70人	467人	294人	306日	2.5人
令和 7年度	821人	388人	266人	99人	68人	487人	334人	308日	2.7人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ(女性センター)では、男女共同参画に関する図書の貸出しを行っています。朝霞市内に在住・在勤・在学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用することができ、1人につき1回5点まで、21日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計 (冊数)	女性	男性
令和 4年度	43人	40人	3人	76冊	71冊	5冊
令和 5年度	35人	34人	1人	61冊	60冊	1冊
令和 6年度	35人	33人	2人	64冊	62冊	2冊
令和 7年度	19人	16人	3人	41冊	38冊	3冊

【女性センター登録団体】

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行っている団体が女性センターに登録することにより、当該団体と協働で男女共同参画社会の実現に向けた事業を行っています。

年度	団体数	協働事業
令和 4年度	4団体	サマーフェスティバル、女性センター10周年事業
令和 5年度	4団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント
令和 6年度	3団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント
令和 7年度	4団体	サマーフェスティバル、パープルリボン運動啓発イベント

※ 女性センター登録団体については、P.93 参照

【それいゆぷらざ(女性センター)事業実績一覧(令和7年度)】

事業名	内容	実施日
男女共同参画週間	パネル展「考えよう わたしたちの働き方・暮らし方」 :中央公民館・コミュニティセンター 懸垂幕:市役所外壁 横断幕:駅前広場(北朝霞駅) シール調査「アンコンシャス・バイアスについて」 メッセージツリー	6月22日 ~29日
パープルリボンキャンペーン	タペストリー展示・絵本の読み聞かせ等:それいゆぷらざ(女性センター) パネル展「セクシュアルハラスメントのない社会へ」・シール調査「今までにこのような不愉快な思いをしたことはありますか？」 :中央公民館・コミュニティセンター	8月23日 ~24日
あさか女と男セミナー	第1部 パープル・オレンジリボン共同開催 ①「DV・児童虐待などの加害してしまう心理的要因について」 ②「育児に活かすアンガーマネジメント講座」 第2部 トークミーティング 「家族とジェンダーについて」 第3部 トークセッション 「多様な家族~生き方いろいろ 家族もいろいろ~」 会場:ゆめばれす(市民会館)	第1部 11月8日 第2部 1月8日 第3部 2月5日 } 申込者数 81人
女性に対する暴力をなくす運動	①パープルリボン運動啓発イベント(参加型講座):わくわくどーむ ②パープルリボン・オレンジリボンキャンペーン(パネル展) ③パープル・オレンジライトアップ } 市役所	①11月23日 ②11月4日 ~28日 ③11月12日 ~28日
女性センターパネル展	①彩夏祭「知っていますか?デートDV」・シール調査「あなたは朝霞市女性センターを知っていますか?」:中央公民館・コミュニティセンター ②防災フェア「わたしの”防災対策」:カインズ朝霞店 ③国際女性の日「男女共同参画」:市役所	①8月1日 ~5日 ②11月8日 ③3月3日 ~10日

○男女平等推進情報「そよかぜ」の発行

発行月	テーマ	周知方法
令和7年9月発行	世界ランキング118位ってなんだろう?	広報あさかに掲載
令和8年3月発行	「らしさ」の押しつけ、していませんか?	広報あさかに掲載

○それいゆぷらざ(女性センター)協力員活動実績

- ①男女平等推進事業企画・運営協力員:地域人材の活用を図り、行政と協働し、コラム執筆やアドバイザーとして効果的に事業を推進する(8人)
- ②男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員:行政と協働し、「そよかぜ」の企画及び編集を行う(1人)
- ③あさか女と男セミナー企画・運営協力員:行政と協働し、「セミナー」の企画及び運営を行う(2人)

内容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
男女平等推進事業企画・運営協力員会議	全1回	事業アドバイザー選出等	①
男女平等を目指したテーマのコラムの掲載	全3回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全1回	男女共同参画週間	①
男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員会議	全8回	広報あさかに掲載	① ②
あさか女と男セミナー企画・運営協力員会議	全6回	全3回講座を実施	① ③

2 女性総合相談

【女性総合相談】

女性総合相談は、平成12年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成25年1月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で実施しています。

女性の相談員が週1回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「経済、生活」などとなっています。

年度	相談人数	相談件数
令和4年度	41人	45件
令和5年度	46人	57件
令和6年度	82人	88件
令和7年度	75人	78件

日時:毎週木曜日(午前10時～午後4時※)

場所:それいゆぷらざ(女性センター)

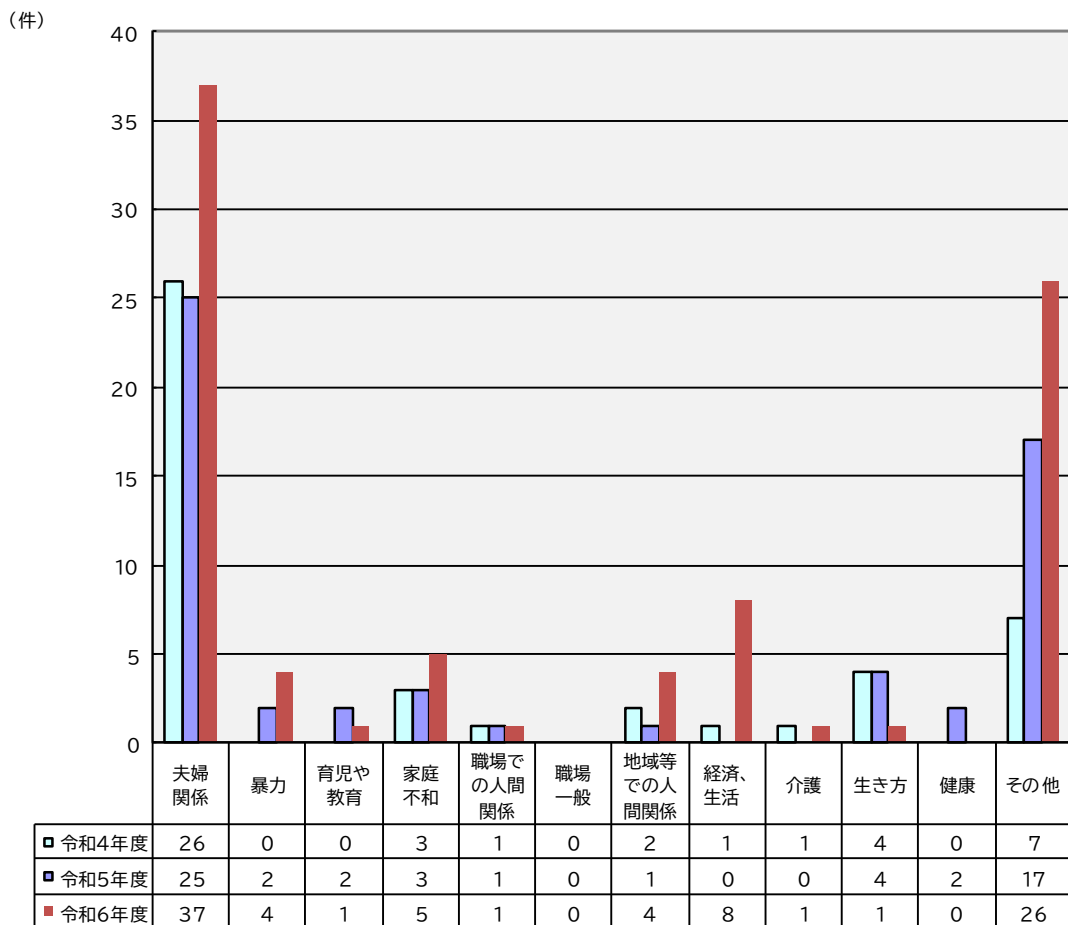
相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)

TEL:048-463-2697

※令和6年度より午後3時→午後4時に変更

※令和7年10月より一時移転中

相談内容別件数



(令和7年度件数) ※令和7年度からDV相談と同じ項目で集計しています。

(件)

夫婦等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	子どもの暴力等	養育困難	親の暴力	その他親族の暴力	家庭不和	その他の者の暴力	交際相手の暴力	男女問題	住居問題	帰住先なし	生活困窮	サラ金借金	求職	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他
5	1	18	0	1	0	2	15	0	0	0	2	1	0	2	0	0	8	0	23

3 DV相談

【DV相談】

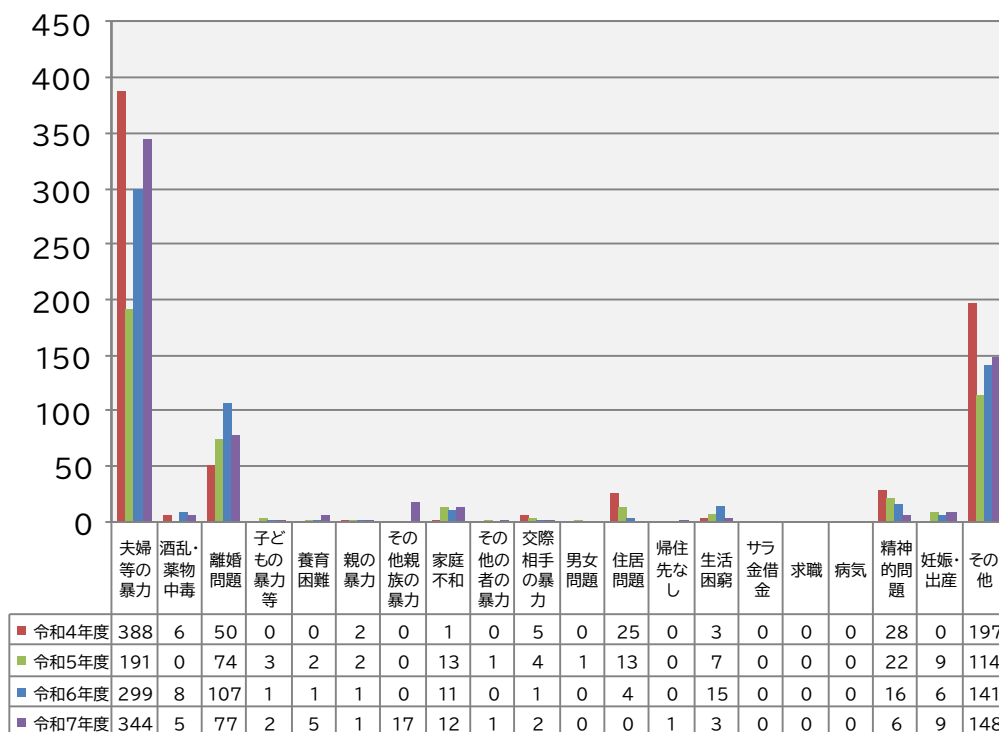
DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ(女性センター)で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。また、令和元年度からは専門の相談員が交代で毎週火曜日・水曜日・金曜日・土曜日に相談を受けています。

年度	相談人数	相談内容数
令和4年度	437人	705件
令和5年度	313人	456件
令和6年度	348人	611件
令和7年度	397人	633件

日時:火曜日～日曜日(午前9時～午後5時)
 場所:それいゆぷらざ(女性センター)
 相談方法:面接及び電話(予約不要・先着順)
 TEL:048-463-0356
 ※火曜日・水曜日・金曜日・土曜日は、専門の相談員が相談をお受けしています。
 時間:午前10時～午後4時

※令和7年10月より一時移転中

相談内容別件数



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は 2 人で、男性 1 人(大学名誉教授)、女性 1 人(弁護士)です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。令和 7 年度については、申立てはありませんでした。

第2部

朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

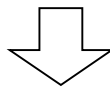
●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 (令和3年度～令和7年度) (抜粋)

1 計画の全体像

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

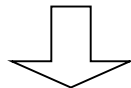
[条例の基本理念]

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進



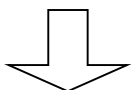
<めざす姿>

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～



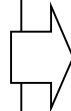
<重点課題>

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



<施策目標>

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 多様性の尊重と理解促進
- 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- 5 女性の職業生活における活躍の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進



<計画の施策の方向>

- 1 ■男女平等の現状把握と将来像の提案
■家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発
- 2 ■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援
- 3 ■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
に向けた理解促進
■性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の
推進
- 4 ■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化
- 5 ■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の
推進
- 6 ■仕事と家庭・地域活動との両立支援
■地域活動や自主防災組織等における男女共同参画
の推進

2 重点課題

(1)男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識は少しずつ変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・地域・職場などにおいて、男女平等の意識が浸透しているとは言い難い状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆがらぎ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

(2)男女平等が実感できる生活の実現

「男女平等推進条例」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方ではDV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

3 施策目標

(1)男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2)自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3)多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認(SOGI)について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

(4)異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

(5)女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

また、経営の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行いません。

(6)地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

4 施策の体系

基本計画

〈めざす姿〉

〈重点課題〉

〈施策目標〉

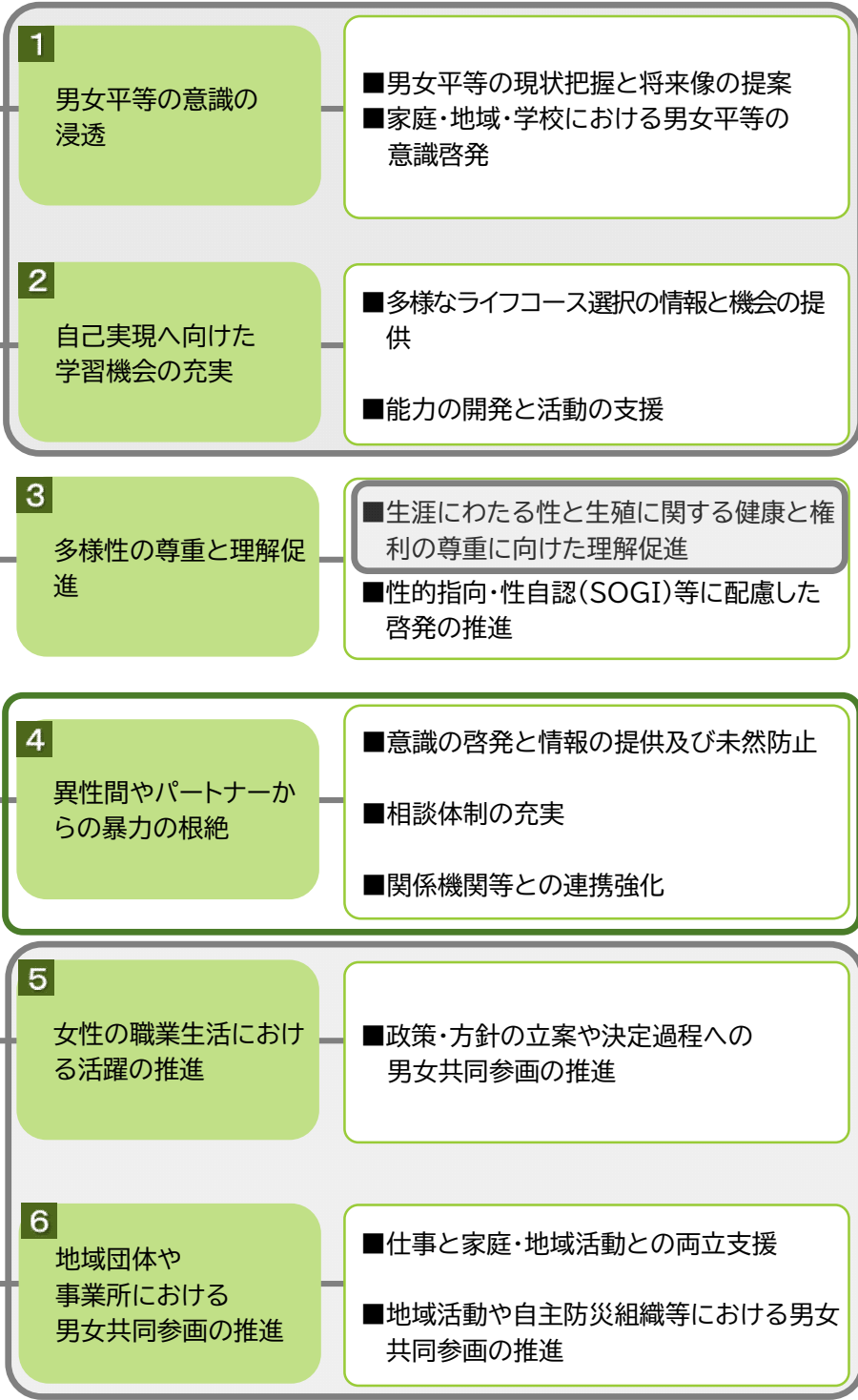
〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる〜男女平等社会をめざして〜

1 男女平等の意識づくり

2 男女平等が実感できる生活の実現



…第2次朝霞市DV防止基本計画の該当部分(施策4)



…朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

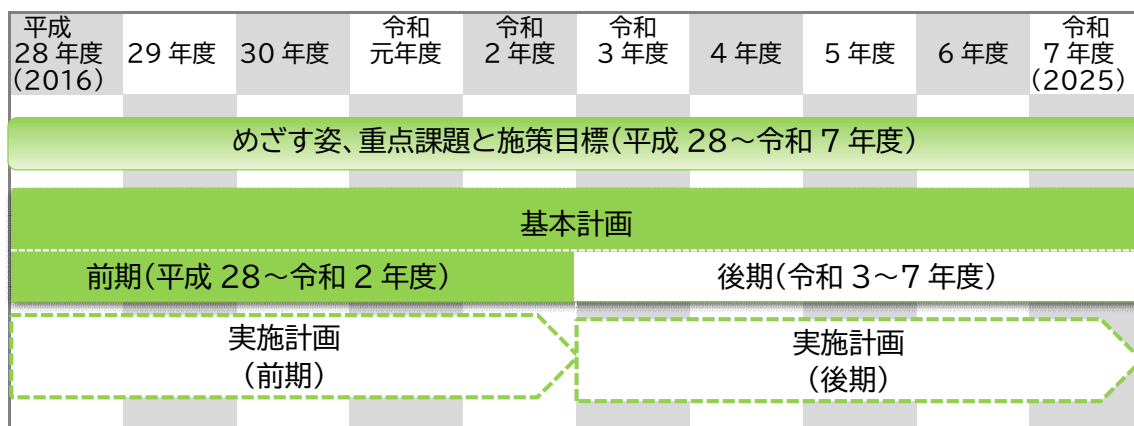
5 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を前期基本計画、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとしします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



6 朝霞市男女平等推進事業評価

● 朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱に基づき、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

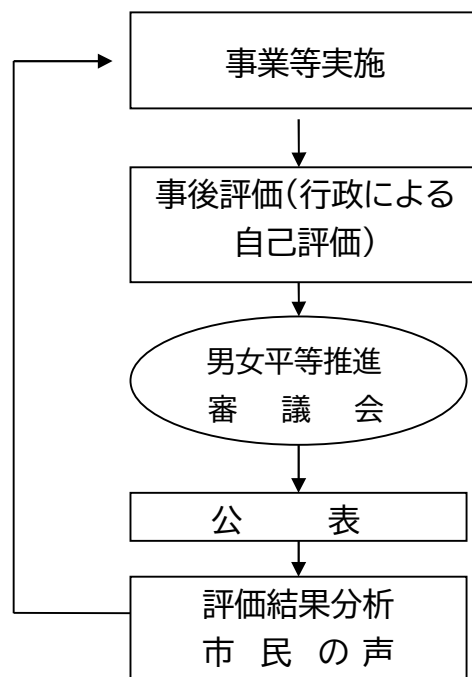
● 評価のねらい

男女平等の推進に関する市の取組み事業等について、事業実施後に、実績、効果、課題や改善点を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等の視点を意識づけすることを目的としています。

● 評価のメリット

- ◇ 実施した事業等の実績や成果等を、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かい男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 事業等の結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

● 評価の流れ



朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市男女平等推進条例(平成15年朝霞市条例第15号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等(以下「事業」という。)の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の方針)

第2条 市長は、条例第3条に定める基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

(評価の方法)

第3条 評価は、条例第10条に規定する行動計画に基づく実施計画に定める事業について行う。

2 前項の実施計画のうち、進行管理を要する事業として位置付けた事業については、事業実施課において、次条に規定する基準並びに事業実績、課題及び今後の方針を記述することにより毎年度評価を行うものとする。

3 第1項の実施計画のうち、関連事業として位置付けた事業については、朝霞市総合計画*実施計画における事務事業評価シートを基準として、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとする。

(評価の基準)

第4条 前条第2項の評価は、事業の取組状況について、主な施策ごとに行うものとする。

2 事業の取組状況の評価は3段階で行うものとし、評価の基準は次のとおりとする。

I	大きな成果が得られた。
II	一定の成果が得られた。
III	成果が不十分だった。

(審議会)

第5条 前条の評価を行うに当たっては、条例第11条第1項の規定に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴くものとする。

(評価の活用)

第6条 事業実施課は、評価結果を分析し、市の事業等に適切に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

令和7年度 男女平等推進事業評価一覧

施策目標1 男女平等の意識の浸透

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

主な施策

主な施策(6)	評価
・男女が平等な社会の具体像の提案を行う	Ⅱ
・男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	Ⅱ
・男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う	Ⅱ
・学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	Ⅰ
・男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	Ⅰ
・学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	Ⅱ

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

2-2 能力の開発と活動の支援

主な施策

主な施策(4)	評価
・自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	Ⅰ
・自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する	Ⅱ
・自己実現を支援するための学習機会を充実させる	Ⅱ
・能力の開発と活動の支援の充実を図る	Ⅱ

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

主な施策

主な施策(5)	評価
・性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	Ⅱ
・男女の健康管理の支援を充実させる	Ⅰ
・多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する	Ⅱ
・学校教育において多様な性に関する教育を推進する	Ⅰ
・市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う	Ⅰ

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

4-2 相談体制の充実

4-3 関係機関等との連携強化

主な施策

主な施策(4)	評価
・男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する	I
・異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	I
・誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる	I
・DV支援関係機関による連携体制の充実を図る	I

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(3)	評価
・市政への男女共同参画を推進していく	II
・市内での男女共同参画を推進していく	I
・就業上での女性の活躍を推進する	II

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

主な施策

主な施策(4)	評価
・仕事と家庭の両立を支援する	II
・男女格差がない職場づくりを促進していく	II
・地域活動への参画を促す	I
・防災分野における男女共同参画を進める	II

施策目標1 男女平等の意識の浸透

男女平等の推進について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校等での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

指標・数値

指 標	数 値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20.0%	10.9%	市民意識調査

【目標値の根拠】

男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の2倍を超える5人に1人をめざして設定

指 標	数 値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35.0%	26.4%	市民意識調査

【目標値の根拠】

男女平等推進行動計画策定時(平成18(2006)年)の現状値が23.7%、目標値が35.0%であったことを踏まえ、第2次においても同程度の伸びをめざして設定

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間(6月23日～29日)におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の将来像」などを提案していく。	パネル展の開催
男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさか9月号及び3月号に掲載し、男女平等の意識醸成を図る。	広報あさかに掲載
それいゆらぎ(女性センター)における情報提供及び啓発	それいゆらぎ(女性センター)の情報・交流コーナーを通して、男女平等の推進に関する情報提供及び啓発活動を推進する。	貸出図書及び啓発物等の充実

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間(6月23日～29日)や中央公民館でのサマーフェスティバル、また、他課と連携したパープルリボン運動啓発イベントや「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー」の実施、民間施設にて男女共同参画社会の実現に向けたパネル展示を行った。 ・男女平等推進情報「そよかぜ」を広報あさか(9月号及び3月号)で特集ページとして掲載し、男女平等の意識醸成を図った。 ・リーフレットの見直しを図り、啓発活動の推進につなげた。 ・埼玉県や他自治体の男女平等に関する資料の配置・掲示や関連図書の貸出しなど、男女平等の推進に関する情報提供及び啓発を図った。
根拠と効果	市民協力員との協働による「そよかぜ」の発行や、各種イベントを通じた周知啓発を行ったことで、男女平等の意識醸成に繋がった。
課題と方針	今後も、市民が多く集まるイベント等の様々な機会を捉えて周知啓発を図っていくことが必要である。市民との協働による取組や各種イベントなどを通じて、性別に関わりなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の具体像の提案を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や地域・職場における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進	男女平等に関する職員の意識向上や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等の視点でとらえる事務を推進する。	職員に周知
男女平等を阻害する慣行の是正提案	性別による固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、地域団体等へ積極的な情報提供を行う。	啓発冊子の配布
男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。	男女平等苦情処理委員の設置
男女平等の視点を取り入れた施策や事業の展開	市の各種施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、市内における取組が促進されるよう「朝霞市市内男女平等推進指針」について、男女平等推進市内連絡会議での説明や全職員に通知を送付するなどして周知を図った。 ・広報あさかや市公式ホームページ、パネル展の開催などで性別による固定的役割分業意識の解消を図るための啓発を行った。 ・男女平等苦情処理委員について、市ホームページや新規採用職員研修、女性センターパネル展等での周知を図った(令和7年度実績なし)。 ・市内の職員向け研修や男女平等推進市内連絡会議などで、性別による固定的な役割分業意識に捉われず、男女平等の視点を取り入れた取組を行うよう説明、周知を行った。
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・会議や職員研修、ホームページを通じて、男女平等の現状や問題提起を行った。性別欄の記載についての問い合わせなどもあり、市の各種施策などにおける男女平等の視点を取り入れた取組、男女平等意識の醸成に繋がっている。
課題と方針	<p>男女平等に関する社会情勢など最新の状況を踏まえて問題提起を行っていく必要がある。引き続き、市民生活の中で慣行が見直されるよう周知啓発を行っていく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「表現ガイド」の周知・活用	男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」の周知及び活用を促す。	職員・教職員・各団体に周知及び活用
男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・性差を助長するような表現への配慮を呼びかけ、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。	啓発冊子の掲示・配布

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点で捉えた言葉やイラスト等の表現方法について、表現ガイドを配布し、受け手の誰もが共感できるよう新規採用職員研修で説明を行った。 ・性別による固定的観念を持つことや無意識の思い込みが未だに根付いており、私たちの生活に影響をもたらしていることへの課題について広報で啓発したほか、パネル展実施時などでの各種リーフレットの配布、市公式ホームページへの掲載を通じて、男女平等の視点に立った周知及び活用を促した。 ・中央公民館サマーフェスティバルにおいて、女性センター登録団体による低年齢向けの講座（ジェンダーに関する読み聞かせ・工作）を実施し、幅広い層に男女平等の視点に立った表現の推進を促した。
根拠と効果	<p>庁内職員への説明や啓発冊子の配布等により、庁内における男女平等の視点に対して関心が高まっており、イベントの参加者募集時などの表現の配慮などに活用され、男女平等の視点を取り入れられたことに繋がっている。</p>
課題と方針	<p>表現や様々な情報発信を行っている中で、何気なく見過ごしていることがないか、改めて表現の確認等を行っていくことが必要である。より適切な表現となるよう、今後も表現ガイドの周知・活用を促すなどして、分かりやすい情報提供を行っていく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

【進行管理事業】

教育指導課

取組項目	取組内容	取組目安
男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、特別の教科、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。	教育活動全般での男女平等教育の実施
進路指導、キャリア教育の充実	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。	進路指導主事会を実施
教育相談体制づくり	性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。	個性に配慮した教育相談の実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に係る相談対応ハンドブックを教職員へ配付 ・発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を年間指導計画への位置付け ・性別に関わらない進路指導・キャリア教育の推進 ・多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり
根拠と効果	特別活動や特別の教科道徳等の年間指導計画において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進された。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進した。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。
課題と方針	児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成する。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。	あさか女と男セミナー講座開催
男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性のリーダーシップ能力の向上を目指した講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催

事業実績	<p>あさか女と男セミナー企画・運営協力員協働事業(対面式)を行った。</p> <p>第1部こども家庭センター共催事業「STOP DV! STOP 児童虐待! パープル・オレンジリボン共同開催セミナー」</p> <p>①「DV・児童虐待などの加害してしまう心理的要因について」 講師:ビヨンドザボーダー株式会社代表取締役 安藤 亘 氏</p> <p>②「育児に活かすアンガーマネジメント講座」 講師:一般社団法人 日本アンガーマネジメント協会 松本 光宣 氏</p> <p>第2部トークミーティング「家族とジェンダーについて」 ファシリテーター:あさか女と男セミナー企画・運営協力員 小林 直人 氏 あさか女と男セミナー企画・運営協力員 リチャードソン 幸 氏</p> <p>第3部トークセッション「多様な家族～生き方いろいろ 家族もいろいろ～」 講師:東洋大学健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科 教授 内山 有子 氏 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科 准教授 高橋 佐和子 氏</p> <p>参加者数 第1部54人 第2部9人 第3部18人</p>
根拠と効果	<p>今回のセミナーは、全3回のうち1回をこども家庭センターとの共催、2回を多様な家族のあり方をテーマとしたあさか女と男セミナー企画・運営協力員との協働とした。</p> <p>今回、「他課との共同開催」、「トークミーティング」、「トークセッション」とすべて初めての試みであったが、いずれのセミナーにも、受講者から気づきや学びが得られたとの感想があった。</p>
課題と方針	<p>今後も社会的な課題やニーズ、アンケート結果など踏まえながら、セミナー企画・運営協力員と、男女平等に関する学習機会を提供していく。</p>

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等に関する啓発活動を推進し、人材の育成を図る。 協働例)男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員と協働する。	市民と協働し、啓発事業を実施
男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。	広報や市公式ホームページを活用しての周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員との「そよかぜ」発行や、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員とのセミナー実施、男女共同参画パネル展での準備や「朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています」をテーマにしたコラム執筆など、市民との協働による企画・立案を行った。また、中央公民館のサマーフェスティバルやパープルリボン運動啓発イベントで、女性センター登録団体による参加型講座を行った。 ・広報や市公式ホームページなどで男女平等推進顕彰制度について、周知啓発を行い、継続的に働きかけを行った。
根拠と効果	市民との協働による「そよかぜ」の発行や、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナーの実施のほか、パープルリボン運動啓発イベントでの講座実施を通じて、地域人材の育成・活用を図ることができた。
課題と方針	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰制度の周知や、市民との協働の機会などを通じて、人材の育成・活用を図ることが必要である。今後も「そよかぜ」やあさか女(ひと)と男(ひと)セミナーなどの協働事業等に協力いただける事業企画・運営協力員を募集し、パネル展等の準備等を通じて、男女平等を推進する人材の育成と活用を図るとともに、顕彰制度の効果的な周知に努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、多様な生き方を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

指標・数値

指標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20.0%	1.8%	市民意識調査

【目標値の根拠】

積極的に情報提供を進める上で、ホームページ上に情報を収集して発信していくことを重視して設定

指標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50歳代)の割合	11.5%	7.1%	20.0%	13.8%	市民意識調査

【目標値の根拠】

働いている(働こうとしている)年代の女性に向けた支援に関する情報が一層周知されるよう設定

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
相談窓口・機関等の周知	男女平等を推進するための冊子や各種リーフレット、広報あさかを通して相談窓口や相談機関、男女平等苦情処理委員などを周知する。	周知の徹底
「女性総合相談」の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	女性総合相談の実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や市ホームページなどで相談窓口の周知・啓発を行った。市内公共施設等のトイレ、市内の都市公園公衆トイレにも各相談窓口のポスターを掲示し、相談の場の周知に努めた。 ・女性総合相談を毎週木曜日に実施し、専門の相談員が丁寧に話を傾聴し、相談者に寄り添った適切な情報提供や話の整理を行った(相談延件数 78 件、相談延人数 75 人)。 ・彩夏祭、健康まつり等のイベントの際に、パネル展や講座を開催し、相談窓口の周知に努めた。
根拠と効果	多岐にわたる相談について、相談者一人ひとりの気持ちを汲み取りながら傾聴し、問題解決の手がかりを見つけ、適切な助言や情報提供等を行った。
課題と方針	様々な悩みを抱える方に対して適切な助言・支援ができるよう、関連機関等の取組に関する情報収集に努めながら、相談員のスキル向上を図ることが今後も必要である。また、相談の場を知ってもらえるよう、工夫した周知啓発を行っていく必要がある。今後も、他自治体の方法も参考にしながら、職員のスキルアップを図るなど、相談窓口の充実に努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ② 自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する

市民がワンストップで、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女(ひと)の輪リンク集」を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	「あさか男女(ひと)の輪リンク集」を充実させ、市民がワンストップで情報が得られるよう多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。	市公式ホームページ掲載内容の充実
事業実績	国や県から通知のあったものについて、「あさか男女(ひと)の輪リンク集」に掲載し、市民の方にワンストップで情報が得られるように随時情報の更新を行った。	
根拠と効果	国や県からの男女平等に関する情報について、新しい情報発信が行えるよう、適時、情報の確認・掲載見直しなどを行ったことで、多様なライフコースの選択について、情報と機会を提供することができた。	
課題と方針	多様なライフコースに関する情報を、ワンストップで見ること、見つけることができるよう、さらに内容の充実を図ることが必要である。常に新しい情報を提供できるよう、引き続き、社会情勢等に注視しながら、掲載内容の確認や情報収集に努めるなどして、サイトの充実を図っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
それいゆぷらざ(女性センター)における情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の閲覧・貸し出しを行うことで、学習機会を提供する。	女性センターからの情報発信の充実
事業実績	男女平等社会の実現を目指すための関連書籍を購入し、女性センター内での利用や貸し出しを行った(施設内関連蔵書数759冊)。年度途中から、中央公民館工事による一時移転のため、移転前のような閲覧はできなくなってしまったが、図書一覧を作成し、貸出は可能とした。また、パープルリボンキャンペーンをはじめ、国、県、他市の事業や講座、統計資料などの情報発信を継続して行い、学習機会の充実に努めた。	
根拠と効果	多様なライフコースの選択支援のため、女性センター内での各種資料提供や情報発信を行った。移転後は市役所内の情報コーナーにて資料提供を行った。 市民活動団体の情報冊子を、配布用として部数を増やし設置するなどして、様々な学習・活動機会を提供できた。	
課題と方針	今後も多くの方に、情報が届けられるように男女平等の拠点施設である女性センターの周知を行っていくことが必要である。また、利用しやすい環境の整備に向けて、様々な情報の収集を回りながら、興味を持ってもらえるような情報の発信を行うことで、学習機会を充実させていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	II	II	II	II

施策の方向2-2 能力の開発と活動の支援

《主な施策》 ① 能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPOなどの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児・介護が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
就業や起業支援に向けた情報の提供	就業や起業について、能力開発となる機会が提供できるよう各種情報の収集及び提供を行い、活動の支援を行う。	啓発冊子等の掲示・配置など
女性センター登録団体等との協働事業の実施	地域で男女共同参画の推進を活動の目的としている女性センター登録団体等と協働事業を実施する。	協働事業の実施
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・就業や起業支援に関する情報について、女性センターで掲示・配布したほか、市公式ホームページで周知を行った。また、市の就業・起業担当課からも定期的に情報を提供してもらうなどして、就職や起業活動への支援を行った。 ・中央公民館で行われたサマーフェスティバルや、健康まつりで開催したパープルリボン運動啓発イベントで、女性センター登録団体による参加型講座を実施した。登録団体であるNPOなどの市民活動団体から、絵本の読み聞かせや工作、ヨガやボディバランスエクササイズ等を行ってもらうことで、多くの市民がイベントに参加し、周知啓発の機会へと繋げることができた。 	
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページでの情報発信などのほか、産業振興課と相互に事業情報等を提供したことなどにより、多くの活動の支援に繋がった。 ・イベントに参加し、女性センター登録団体と協働することで、幅広い年齢層に周知啓発することができた。 	
課題と方針	<p>自己実現のための情報が市公式ホームページや関係機関などを通じて、分かりやすく手に入る必要であり、その為の周知啓発も取り組んでいく必要がある。また、NPOなどの市民活動団体の支援やネットワークの充実を図るため、女性センター登録団体等と協働した取組を継続し、様々な機会を通して、女性の活躍・支援が推進されるように取り組んでいく。</p>	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

性と生殖に関することは、人権の尊重に直接関連する大切なことであり、男女が互いの身体的な違いを理解し合い、思いやりを持ち、互いを尊重できる考え方が普及できるよう努めます。また、多様な性に関する正しい理解が進み、誰もが暮らしやすく、生きやすい社会となるよう LGBTQ や SOGI※に関する正しい理解に向けた情報の提供や施策を考えます。

指標・数値

指標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20.0%	8.4%	市民意識調査

【目標値の根拠】

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の重要性と現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくこととして設定

指標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
「SOGI」(ソジ)という言葉 を正しく理解している 市民の割合	—	14.3%	20.0%	13.7%	市民意識調査

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定

※「SOGI」、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、用語解説(P89～)をご覧ください。

**施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する
健康と権利の尊重に向けた理解促進**

《主な施策》 ① 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる
あらゆる世代が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての正しい情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し、市民の関心を高める。 おとどけ講座にて、中学生を中心にロールプレイなどの実践形式を用い意識醸成を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載 おとどけ講座の実施
事業実績	性犯罪・性暴力にあわないための啓発リーフレットやリプロダクティブ・ヘルス/ライツのリーフレットを中学生、成人式等で配布した。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するおとどけ講座を朝霞第四中学校第3学年を対象に実施した。	
根拠と効果	若年層へのリーフレット配布を通じた啓発やおとどけ講座の実施、市公式ホームページへの掲載等により、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての関心を高めることなどができた。	
課題と方針	令和6年度に実施した男女平等に関する市民意識調査、小学生・中学生・高生意識調査の結果からも「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度が低いことが伺え、市公式ホームページへの掲載やリーフレットの配布、おとどけ講座などを通じて、正しい知識が得られるよう情報提供に努める必要がある。今後も、若年層への定期的なリーフレットの配布を継続するほか、おとどけ講座の実施・利用が広がるよう、市内小・中学校の校長会や男女平等推進庁内連絡会議を活用して市教育委員会などにも働きかけを行っていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

**施策の方向3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する
健康と権利の尊重に向けた理解促進**

《主な施策》 ② 男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠や HIV/エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

【進行管理事業】

健康づくり課

取組項目	取組内容	取組目安
市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。(あさか健康プラン 21 推進事業)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○市民意見交換会「ASAKA 健康ラウンジ」の実施:5 回開催(140 人参加) ○健康づくり講演会の実施:約 151 人参加 ○広報へるすアップ:健康づくりに関する情報:年4回掲載 	
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の実施にあたっては男女平等の視点及び多様性の尊重を意識して実施した。 ・健康づくり講演会では、本市が舞台となり、がんをテーマにした映画・小説の市民の注目度の高い講演会を実施することで、多くの方へ健康に関する意識を高めることができたものと考えている。講演会、ASAKA 健康ラウンジ共に、性別、年代の異なる、多様な市民と幅広く関わることができ大きな成果となった。 	
課題と方針	市民の健康づくりの支援の一環として、各種健(検)診を実施する。また、集団健(検)診では、検診項目を拡充するとともに、ASAKA 健康ラウンジなど、生活習慣病等健康に対する意識を高めるため、健康教育事業を実施する。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	I

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ① 多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する

啓発用リーフレットや広報誌、あさか男女(ひと)の輪リンク集等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドの活用	誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解するために作成した「性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイド」を周知し、活用する。	職員及び教職員に周知し活用
多様性の尊重と理解促進	LGBTQ等の当事者に対し、偏見や無知、差別を助長することのないよう、多様性を尊重するという視点にたった周知・啓発に努め、市民の意識醸成を図る。	啓発物の掲示・配布
「多様な性」に関する講座の開催	「多様な性」のあり方に関する正しい理解を深めるための講座を開催する。	あさか女と男セミナー講座開催

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドブックの掲載内容の見直しを進めている。 ・多様性の尊重と理解促進に向けて、リーフレットの配布を行ったほか、市ホームページ等を通じた意識啓発、また、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー「多様な家族～生き方いろいろ 家族もいろいろ～」では固定観念にとらわれない家族のあり方、考え方について講師からお話しいただき、更なる理解を深めた。
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・あさか女(ひと)と男(ひと)セミナーでは、直接のテーマではなかったが、LGBTQの方の抱えている困りごとの事例やパートナーシップ・ファミリーシップ制度などをお話しいただき、多様な性のあり方に関する理解が深まった。
課題と方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性のあり方についての理解をさらに広めるため、継続した周知啓発を行っていく必要がある。あさか女(ひと)と男(ひと)セミナーのアンケートなどを参考にしながら、より多くの方に興味を持ってもらえる内容をテーマにするなど、多様な性に関する正しい理解を深められるように努めていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ② 学校教育において多様な性に関する教育を推進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／教育指導課

取組項目	取組内容	取組目安
若年層に対する周知・啓発	「多様な性」に関する正しい理解を深めるために作成した性的指向・性自認(SOGI)職員・教職員サポートガイドを活用する。また、児童・生徒に対して、「性の多様性に関するリーフレットやチラシ」を周知し、活用する。(担当課:人権庶務課)	教職員及び児童生徒へ周知と活用
教職員研修の充実	埼玉県教育委員会より示されている『「性の多様性の尊重」に係る教職員用リーフレット」等を各学校へ送付し、性の多様性を尊重する教職員研修を推進する。(担当課:教育指導課)	校内における教職員研修の実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の性暴力被害予防月間にあわせて、市内小学5年生と中学3年生を対象に「性犯罪・性暴力にあわないために」のリーフレットを配布して、若年層への周知・啓発を行った。 ・市内在学の高校生を対象に、「あなたにとって大切なこと～こころの性はいっぱいある～」のリーフレットを配布し、周知・啓発を行った。 ・性の多様性に係る相談対応ハンドブックを教職員へ配付 ・年間指導計画に、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置付け ・性別に関わらない進路指導・キャリア教育の推進 ・多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭会議を通じて、あさか学習おとどけ講座「LGBTQ ってなんだろう」の周知・啓発を行うと共に、学校に各種リーフレットを配布する等して、多様な性についての知識、理解を深める機会を提供できた。 ・特別活動や特別の教科道德等の年間指導計画において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進された。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実を図り、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進した。性別に関わらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。
課題と方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性に関して、引き続き、啓発していくことが必要であり、様々な機会を捉えて若年層に対する周知・啓発について丁寧に取り組んでいく。 ・児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成する。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向 3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

《主な施策》 ③ 市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う

市の施策や行政事務等においてLGBTQ等の当事者への配慮を欠いたり、法制度上の規制によって生活のしづらさを感じていること等を洗い出した上で、それらを改善していくような方策を検討します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
市の施策や行政事務における見直しの促進	市の施策や行政事務において、LGBTQ等の当事者の生きづらさを理解し、事務事業を行う上での配慮を全庁に呼びかけ推進する。	職員に周知
LGBTQ等における情報の収集と検討	市の施策や行政事務等における改善点等について、男女平等推進庁内連絡会議や幹事会等を活用し、検討を進める。	男女平等推進庁内連絡会議等の開催・検討
市民や事業所への理解促進を図る	偏見や無知、差別を解消し、誰もが個々の特性を活かせる環境づくりの促進を図る。	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内人権問題研修推進員研修会で、SOGIE やLGBTQについて説明等を行い、また、男女平等推進庁内連絡会議や幹事会で、当事者への支援事業や取組の周知・説明等を行った。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出が、累計24件(うち、1件はファミリーシップ制度の届出を含む)あった。また、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を埼玉県及び県内市町村が連携し推進していくための「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議(幹事会)」に出席した。 ・県の相談窓口などを市公式ホームページに掲載し、市民や事業所への理解促進を図った。また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のチラシの重版を行った。 ・彩夏祭にて、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のチラシを400枚配布し、周知に努めた。
根拠と効果	埼玉県のLGBTQに関する相談窓口の周知等について、市公式ホームページ等で広く周知を図ったことや、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施などにより、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや困難に寄り添い、また、多様な性への理解が広がるきっかけに繋げることができた。
課題と方針	少しずつ制度が認知されてきているものの、更に広く周知を図っていく必要がある。性の多様性に対する市民や事業所の理解と配慮が進む取組を行っていくとともに、引き続き、近隣市との情報交換などを行い、より良い制度となるよう方策を検討していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I	I	I	I

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を社会全体で共有することが重要です。そのため、市民の意識醸成へ繋がる情報の提供を行い、未然防止に努めるとともに、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

指標・数値

指 標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100.0%	90.7%	市民意識調査

【目標値の根拠】

DV防止法は、DV防止の基本となる法規であり、全ての市民へ周知することをめざして設定

指 標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70.0%	29.3%	市民意識調査

【目標値の根拠】

気軽に相談できる場所の存在を知ることが重要であるため、当初値の約2倍をめざして設定

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ① 男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する
男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。
また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される「女性に対する暴力をなくす運動」において、暴力は人権侵害であることを周知する。	広報あさか及び市公式ホームページ、女性センターで周知
性犯罪・性暴力対策「集中強化期間」朝霞市庁内推進指針の推進 リーフレットの配布による意識醸成	性犯罪・性暴力のない社会、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を、市役所が率先して推進する。また、若年層を中心にリーフレット等を用いての周知を行い、意識醸成を図る。	職員及び市民に周知
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の運動期間にあわせて、パープルライトアップ、庁内の告知スペース、懸垂幕、広報、市公式ホームページ等で「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を図った。 ・こども家庭センターと協働し、「パープル・オレンジ共同開催セミナー」や「パープルリボン・オレンジリボンキャンペーン」としてパネル展を実施した。 ・健康づくり課主催の健康まつりに参加し、女性センター登録団体と協働した参加型の「パープルリボン運動啓発イベント」を開催した。 ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせて、小学校、中学校、子ども相談室、児童館にリーフレットを配布したほか、性犯罪等の被害防止のため、市内の高校や成人式に啓発チラシを配布した。 	
根拠と効果	イベントやパネル展では体験型講座や参加型の展示にすることで、多くの方に参加してもらい、周知啓発を図れた。また、性暴力の被害に関するリーフレットの配布等を通じて、若年層を中心に広く、意識啓発を行うことができた。	
課題と方針	暴力は人権侵害であることの認識と、誰もが加害者になり得ることの理解が必要であると考えられる。その周知のためには、今後もセミナーやイベント等などの人が多く集う場所での周知啓発を継続していく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ② 異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生をふせぐ

家庭や学校において、デートDVの予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間やパートナーによる暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」や市公式ホームページに掲載するなど、さまざまな機会を捉えて分かりやすく情報提供する。	市公式ホームページへの掲載
DVに関する相談の周知	DV相談の窓口について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。	積極的な周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の関係機関での会議等を通じて、DV等被害者支援について各課の役割などの情報共有を図った。 ・DV防止法の一部改正や困難女性支援法に関する情報等の通知があった際には、職員及び相談員と共有を図った。 ・DV相談の周知に関して、定期的な広報での周知や市内公共施設等のトイレ、市内都市公園公衆トイレに各相談窓口のポスターを掲示、各種イベントの際には相談窓口の周知等の発信に努めた。 ・地域づくり支援課や民間商業施設と連携し、女性センターパネル展を実施し啓発を行った。
根拠と効果	広報や市公式ホームページ、公共施設のトイレなどのほか、イベントに参加し啓発物を掲示したことで、多くの場所や市民へ周知を図ることができた。
課題と方針	多くの方に相談窓口を知ってもらえるよう、引き続き、様々な媒体を活用して周知に努めながら、関係機関等とも連携を図り、異性間やパートナーによる暴力に関わる情報の収集・提供を行っていく必要がある。今後も、女性センター及びDV相談等の認知度を高められるよう、工夫した周知を行うとともに、様々な機会を捉えて、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透や情報提供を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向4-2 相談体制の充実

《主な施策》 ① 誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の人材育成を図り、相談体制を充実します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
専門の相談員による相談の実施	DV相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、自立支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV相談を実施し、また、相談員への研修を実施するなど相談体制を整備する。	DV相談の実施
専門の相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	専門の相談員やDV相談担当職員をスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。	担当者研修等への参加

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・DV専門相談員によるDV相談の実施(週4日) 専門の相談員が丁寧に話をうかがい、相談者に寄り添った適切な情報提供や支援を行うことができた。(DV相談延べ人数 397人) ・DV専門相談員及びDV相談担当職員が市及び関係機関が主催する研修に参加し、相談スキルの資質向上を図った。また、相談員の研修・交流会を実施し、相談員及び職員間での情報共有・交換を行うなど、相談業務を円滑に進めるための資質向上に努めた。
根拠と効果	相談内容は多岐にわたり、様々な要因が絡み合う事例も多いが、相談員及び職員間での情報共有や研修参加などによるスキルアップを図ったことで、相談者のニーズにあった情報提供や寄り添った相談対応ができ、自立支援に繋がった。また、継続的な相談が多いことから、安心して相談できる窓口となっている。
課題と方針	相談内容は多岐にわたり、関係部署につなげる必要性や緊急性を判断する事案もあることから、適切な助言や支援が行えるように、引き続き職員の資質向上を図る必要がある。今後も研修参加等を通じてDV相談に関する知識を高め、更なる相談体制の充実を図るとともに、広報や市公式ホームページ、各リーフレットなどを活用した相談窓口の周知について、引き続き行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向4-3 関係機関等との連携強化

《主な施策》 ① DV 支援関係機関による連携体制の充実を図る

DV 被害者支援の相談・助言・保護・自立支援に向けての情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、被害者支援の充実を図ります。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
「DV 対策等関係機関ネットワーク会議」を活用し、さらなる関係機関との連携強化	市の関係機関及び埼玉県配偶者暴力相談支援センター、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会、社会福祉協議会で構成する「DV 対策等関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関と DV 支援の充実を図る。	DV 対策等関係機関ネットワーク会議の開催
緊急保護体制の充実	DV 相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、支援体制を充実する。	緊急保護体制の整備

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び外部の関係機関等で構成する「朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議」を開催した。 ・DV被害者の緊急一時保護施設を確保する等、支援体制の充実を図った。
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の現状や関係機関の役割等について情報共有・交換を行うことが出来た。他課や他機関から DV 等の相談内容で、当センターを紹介され、相談対応ができていることから、関係機関との連携が図れていたと考える。 ・相談者の安全を第一に考え、緊急一時保護施設を確保する等、必要時に備えた体制の整備が出来ていると考える。
課題と方針	相談内容がDV問題だけでなく、生活困窮や虐待等、多様化し複合化してきており、より関係機関、庁内各課との緊密な連携を図っていく必要がある。今後も女性センターの周知を図るとともに、個々のケースの状況判断を的確に行えるよう、連携した体制を構築していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、共に社会の担い手として活躍することができるよう政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。また、市内事業者に対して女性活躍推進法に基づく情報を提供し「一般事業主行動計画」の策定を促すなど行い、男女がともに活躍できる社会の実現をめざします。

指標・数値

指 標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
市職員の女性管理職員の割合	17.0% (H27.4現在)	20.7% (H31.4現在)	※25.0%	21.4% (R8.4現在)	朝霞市男女平等推進年次報告書

指 標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2% (H27.3現在)	47.3% (H31.3現在)	70.0%	48.7% (R8.3現在)	朝霞市男女平等推進年次報告書

【目標値の根拠】

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づいて設定

現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることをめざして設定

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず、誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全庁に向け積極的に周知する。	女性委員等の登用について周知
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	市政への積極的な女性進出を図るため、ジェンダー統計を用いながら市公式ホームページ等で市民へ積極的に啓発する。	市公式ホームページで市民へ周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進庁内連絡会議にて、庁内男女平等推進指針や男女平等に係る取組等を説明し、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。また、審議会等の構成員に係る女性委員の登用やさらなる促進について、全庁に向けた協力依頼を行った。 ・女性の登用状況や男性の育休取得のランキングなどの見える化サイト(男女共同参画局)を市公式ホームページに掲載した。
根拠と効果	男女共同参画について、継続した周知等を行うことで、男女平等意識の醸成に繋がっている。また、協力員による広報あさかのコラムにアンコンシャス・バイアス(無意識の思いこみ)に関する日常のエピソードについて掲載したことで、様々な視点からの周知啓発を行うことができ、市民の意識醸成に繋がった。
課題と方針	男女共同参画の実現に向け、女性の意見等が施策に反映されるよう審議会等の構成員に係る女性委員の登用促進について、数値目標も示しながら今後も庁内に発信していく必要がある。また、女性の参画状況について、最新の状況が把握できるよう市公式ホームページなどの見直しを図りながら、分かりやすい周知を行っていく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 庁内での男女共同参画を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」に基づき、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、持てる能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めるなど庁内の男女共同参画を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課／職員課

取組項目	取組内容	取組目安
「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等や女性活躍に対する職員の意識改革や職場環境の見直しをする。男女が共に働きやすい環境づくりを市役所職員が率先して推進する。(担当課:人権庶務課)	職員に周知
「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進	職員の仕事と家庭生活の両立支援及び女性の活躍を推進するため、職員の意識向上、女性のキャリアアップの促進、子育てしやすい職場環境づくりなどの取組を推進する。(担当課:職員課)	職員に周知

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内男女平等推進指針や男女平等に係る取組等について、市職員で構成される男女平等推進庁内連絡会議にて、市が率先して男女平等を推進するように意識の向上を図った。 ・女性職員が自らのキャリアアップへの意識を持てるよう、階層別研修において、先輩女性職員によるキャリアデザインに関する講義を実施し、意識醸成を図った。また、初級研修において、外部講師による研修の中でキャリア形成に関する講義を実施したほか、市町村職員中央研修所が主催する管理職のためのリーダーシップ講座に女性職員1名を派遣した。 ・働きやすい職場環境づくりの一環として、研修の場を活用し、育児休業等の制度に関する説明を実施したほか、男性職員の育児等への参加を促進することを目的に、配偶者が出産した男性職員に対し、育児休暇等の取得について働きかけを行った。(令和6年度の男性育児休暇取得率90.9%)また、令和7年10月から部分休業の取得形態を多様化するとともに、「仕事と生活(妊娠・出産・育児・介護)両立支援ハンドブック」を作成し、職員に対し周知を行った。
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市職員に対し、市公式ホームページや男女平等推進庁内連絡会議等において、庁内男女平等推進指針の説明等を行うことで、人権問題の提起に取り組むことができた。 ・「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」に基づき、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備、休暇取得の促進等の取組を実施できた。
課題と方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等について、一人ひとりがさらに理解を深める必要がある。今後も、様々な場面を通じて、より効果的な情報発信を行えるよう、周知啓発を図っていく。 ・女性職員のキャリアアップを促進するため、庁内研修や派遣研修を継続するとともに、管理監督職へ女性職員を積極的に登用する。また、ハラスメント防止対策の制度の理解、定着を図ることで、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進する。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I	I	I	I	I

施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ③ 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針を勧告し、女性の職業生活等における活躍を推進する。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の見える化サイトや女性応援ポータルサイト(男女共同参画局)について、市公式ホームページ(あさか男女の輪リンク集)に掲載を行った。 ポジティブ・アクションについて、男女平等推進庁内連絡会議等での周知や協力依頼を行ったほか、動向(年次報告書掲載)について市公式ホームページに掲載した。また、男女平等推進顕彰制度について、広報あさか及び市公式ホームページで周知を図ったほか、市民活動支援ステーション・シニア活動センターにチラシを配置した。 	
根拠と効果	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページや広報あさか等を通じて、女性の活躍が推進されるよう取組等に係る情報提供を行うことができた。また、地域づくり支援課などの協力を得ながら、団体に対して顕彰制度の周知を行うことができた。 	
課題と方針	<p>今後も女性の活躍を推進するため、工夫を重ねながら情報発信を継続していくことが必要である。様々な情報をいつでも収集できるよう、市公式ホームページの見直しを図りながら各種制度等の周知啓発を行っていく。また、女性の能力発揮のため男女間の格差が改善されるよう、ポジティブ・アクションなどについて、引き続き庁内への説明・協力依頼を行いながら、事業所等に対しても情報提供を行い女性の活躍が推進されるよう取り組んでいく。</p>	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画できるよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行います。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組めます。

多様な媒体を通じ、男女共同参画に関する地域活動団体の情報を発信することで、地域活動への参画を促し、防災分野における女性視点の防災対策となるよう推進します。

指標・数値

指 標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
「ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)」を よく知っている市民の割 合	25.5%	38.7%	50.0%	62.3%	市民意識調査

【目標値の根拠】

日常生活の中で男女平等を実感するために、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を広く周知することをめざして設定

指 標	数値			現状値 (R7)	評価資料
	当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
自治会や町内会の活動に 参加している人の割合	21.0%	18.3%	25.0%	14.0%	市民意識調査

【目標値の根拠】

現状値を踏まえ、自治会や町内会の活動に参加している人の割合が4人に1人、25%以上となることをめざして設定

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ① 仕事と家庭の両立を支援する

仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供	仕事と家庭の両立に関する情報を収集し、積極的かつ効果的に各媒体を通じて情報提供する。	広報や市公式ホームページによる周知
事業実績	<p>・仕事と家庭の両立支援情報に関するサイト(両立支援のひろば(厚生労働省))について、あさか男女の輪リンク集に掲載しているほか、ワーク・ライフ・バランスに関する書籍などを、女性センターの情報交流コーナーで配架・掲示するなどして周知を図った。また、国際女性デーに行ったパネル展では、「男女共同参画」をテーマとし、仕事だけではなく、家事や育児、介護も含めたワーク・ライフ・バランスの大切さを啓発した。</p>	
根拠と効果	<p>市公式ホームページや女性センター掲示板での周知のほか、広報あさかへの掲載等によるワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、仕事と家庭の両立ができる環境づくりの一助とした。</p>	
課題と方針	<p>仕事と家庭の両立を実現するためにも広く理解を深めていくことが必要であり、各種制度等の最新の情報について、市公式ホームページなどで周知し情報提供を行っていく。また、男女平等推進庁内連絡会議などにおいて、ワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を行い、市が率先して、仕事と家庭の両立を支援できる環境整備等の改善に努めていく。</p>	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

《主な施策》 ② 男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
事業所への男女格差改善へ向けての協力を啓発	男女雇用機会均等法などの雇用や就労に関する制度の周知を行うとともに、事業所に対して男女格差改善へ向けての協力を促す。	啓発冊子等の配布
「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。	アンケートの実施

事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就労に関する情報発信として、在宅ワークの相談や就職支援セミナーなど女性キャリアセンターでの事業に関するチラシを、女性センター内の就職支援コーナーで配布・掲示を行ったほか、関連情報についてあさか男女の輪リンク集に掲載した。また、パネル展や庁内の市政情報コーナーに在宅勤務や就職サポート情報のチラシを配布するなど、男女格差改善に向けての情報を周知した。 ・「男女平等推進に関する事業所アンケート」を実施し、集計結果を男女平等推進審議会に報告した。
根拠と効果	雇用や就労に関する事業所情報について、イベントなどで、多様な就業形態における男女平等を確保するための情報提供を行うことができた。
課題と方針	性別による格差改善のため、男女問わず人権を尊重し、個々の能力を伸ばしていけるよう職場環境の改善、多様性の理解を深めることについて周知していく必要がある。関係課などにも様々な情報提供を図ることで、男女格差がない職場づくりを促進していく。

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。	パンフレット等による啓発及びお知らせコーナーや情報・交流コーナーの充実
事業実績	女性センター登録団体の活動案内や事業チラシの掲示、また、登録団体から意見を伺うなど、地域活動団体と連携した男女平等の推進を図った。また、市民活動団体の情報をまとめた市民活動ガイドブックを掲示・配布したほか、中央公民館で行われたサマーフェスティバルや、健康づくり課と連携したパープルリボン運動啓発イベントで、女性センター登録団体による参加型講座を実施し、地域活動への参画促進を行った。	
根拠と効果	女性センター登録団体の情報掲示・発信や市民活動ガイドブックの配布などを通じて、誰もが地域活動や地域づくりに参画するきっかけを提供できた。サマーフェスティバルやパープルリボン運動啓発イベント等に多くの参加があったことで、男女共同参画に関する地域活動への参加促進が図れた。また、今年度は女性登録団体が1団体増加し、4団体となった。	
課題と方針	地域での様々な活動への参加促進のためにも、多くの団体に関する情報を発信をしていく必要がある。引き続き、女性センター登録団体との連携を図りながら、登録団体を増やしていくなど、様々な活動に参加する機会を提供し、地域活動への参画促進を進めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	I	I	I	I

施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

《主な施策》 ② 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

【進行管理事業】

人権庶務課

取組項目	取組内容	取組目安
男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。また、「防災・防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識付けを行う。	女性視点での防災情報の収集及び啓発
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災から10年という節目で令和3年に「防災・防犯マニュアルカード(3種)」を作成したが、改訂前の防災・防犯マニュアルカードは、有事の際の活用を想定した内容となっていたことから、平時よりの備えという趣旨の内容に見直した。なお、改訂にあたっては、朝霞市地域防災アドバイザーのうち女性アドバイザーに助言をいただいた。また、防災備蓄倉庫や各公共施設に配置した。 ・4月の新規採用職員研修にて、避難所での速やかな活用が行えるよう「防災・防犯マニュアルカード(3種)」の周知・啓発を行った。 ・11月の朝霞市防災フェアに参加し、パネル展示、「防災・防犯マニュアルカード(3種)」を配布し、多くの来場者の方々に周知・啓発を図った。 	
根拠と効果	女性の視点を取り入れた「防災・防犯マニュアルカード(3種)」の見直しや、配布による周知・啓発を行ったことで、多くの方に男女共同参画の視点に立った防災を深めるきっかけを提供できた。	
課題と方針	平時からの準備を深めるため、引き続き、「防災・防犯マニュアルカード(3種)」を配布するとともに活用を促していくなど、様々な機会を捉えて防災・防犯に対する意識付け・周知を図り、災害発生時に誰もが安心して避難できる避難所運営体制の確立を進めていく。	

評価(朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱)

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
II	II	II	II	II

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値・現状値一覧表

施策目標	施策の方向	指標	数値			現状値 (R7)	評価資料
			当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)		
1 男女平等の意識の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	10.9%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	26.4%	市民意識調査
2 自己実現へ向けた学習機会の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	1.8%	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20~50代)の割合	11.5%	7.1%	20%	13.8%	市民意識調査
3 多様性の尊重と理解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	8.4%	市民意識調査
	3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進	★「SOGI(ソジ)」という言葉を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	13.7%	市民意識調査
4 からの暴力の根絶	4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*(DV防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	90.7%	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市のDV*相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	29.3%	市民意識調査
5 女性の職業生活における活躍の推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	★市職員の女性管理職員の割合	17.0% (H27.4現在)	20.7% (H31.4現在)	25%	21.4% (R8.4現在)	朝霞市男女平等推進年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2% (H27.3現在)	47.3% (H31.3現在)	70%	48.7% (R8.3現在)	朝霞市男女平等推進年次報告書
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス*」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	62.3%	市民意識調査
	6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	★自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	14.0%	市民意識調査

※ 施策の方向に★が付いている指標については、後期計画の策定に伴い新たに目標設定したものを。

※ 太枠で囲んだ部分は、「男女共同参画のためのポジティブ・アクション*」として目標設定したものの

朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

第2次朝霞市DV防止基本計画の該当部分(施策目標4)

関連事業の実施状況

【関連事業】

第5次朝霞市総合計画の実施計画を男女平等の施策に当てはめ事業立てを行っていることから、総合計画の事務事業評価シートの写しをもって事業の把握を行いました。ただし、事務事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないこともあり、男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点について実施状況を把握し、施策目標ごとに取りまとめました。

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号	
広報事業 (シティ・ プロモーション 課)	「広報あさか」や 朝霞市公式ホーム ページにおける表 現の配慮	事業実績など		1-2-①	
		広報あさかの発行、市ホームページやメール配信サービス、各種SNSでの情報発信を実施する中で、男女平等の視点に立った表現方法等に留意し、啓発等を行った。			
		男女平等の視点			
		配慮した点・効果	課題・改善		
		性別による固定的役割分業意識にとらわれない内容や、文字・イラスト・写真等の表現に配慮した。	今後も、広報やSNS等の広報媒体での情報発信で、男女平等の視点に立った表現に留意し、誤解を与えることのないよう引き続き配慮していく。		
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・ スポーツ課)	男女平等に関わる 出前講座の活用促 進	事業実績など		1-2-③	
		「あさか学習おとどけ講座」（出前講座）のPRを積極的に行い、男女平等の視点に立ったテーマの講座の活用促進を図った。			
		男女平等の視点			
		配慮した点・効果	課題・改善		
			各種事業のPRについて、性別による固定的役割分業意識にとらわれないよう、イラスト・写真等の表現に配慮した。	今後も性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現に配慮するとともに、「あさか学習おとどけ講座」のPRや利用促進に努める。	
	男女平等に関する 学習情報の提供	事業実績など		1-2-③	
		生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成や広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じて学習情報の提供をした。			
		男女平等の視点			
		配慮した点・効果	課題・改善		
			関係各課に情報提供を求め、生涯学習ガイドブックや広報あさかななどを通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報提供に努めた。	今後も生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかななどを通じて、男女平等に関する講座などの事業を広く情報提供していく。	
	地域人材の確保・ 活用	事業実績など		1-2-④	
		生涯学習ボランティアバンクの活用を促し、市民や団体の持つ知識やスキルの還元を図った。			
男女平等の視点					
配慮した点・効果		課題・改善			
		年齢や性別に関係なくスキル等を持つボランティアバンク登録者を紹介するとともに、活躍の場を提供して人材育成を図ったこと。また、ボランティアバンク登録者が、「朝霞市生涯学習体験教室」を開催し、講師として活躍していただくことができた。	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用について、一層の周知を行い、人材の育成を図る。		

人権教育振興事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する 学習機会の提供	事業実績など		1-2-④
		市民人権教育研修会、企業人権教育研修会及び朝霞市人権教育推進協議会のほか、現地研修会を開催して、男女平等に関する学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等に関するテーマなど、解決しなくてはならない数多くの人権課題に対して、偏りなくテーマとして取り上げられるように配慮し企画を立案した。 年齢や性別に関係なく、多くの方に参加していただくことができた。	今後も人権課題に関する学習を通じて、理解を深められるように研修会等を開催する。	
母子健康教育事業 (健康づくり課)	マタニティ教室・ 育児学級の充実	事業実績など		1-2-③
		マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供。マタニティ教室18回、母と子のつどい3回、離乳食スタート教室24回、離乳食ステップアップ教室12回、すこやか相談(発育発達相談)6回実施。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		マタニティ教室は、参加者を妊婦に限定せず、すべての内容に両親で参加できるものとして、開催日程もすべて土曜日または日曜日の開催とし、一緒に参加しやすいよう配慮した。	現状、ほとんどが両親で参加しており、妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供できている。今後も引き続き両親で参加できる機会を提供していく。	
東朝霞公民館 運営事業 西朝霞公民館 運営事業 北朝霞公民館 運営事業 (中央公民館)	子育て講座の充実	事業実績など		
		男性が家事・育児に参加できるよう育児講座を実施し、子育て世代の交流を図れる場を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		親子で参加できる講座を開催することにより、男性の参加を促し、男女平等の意識づくりを進めるとともに、子育て中の仲間づくりを支援した。	継続して実施する。	

施策目標 2 自己実現に向けた学習機会の充実

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
市民相談事業 (地域づくり 支援課)	相談事業の実施	法律相談及び行政相談ともに有効に実施することができた。		2-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性の弁護士や行政相談委員を配置したことで、女性が相談しやすい環境となり、気兼ねなく相談ができる効果があった。	市民が抱える日常生活における問題やトラブルの解決支援として法律相談や行政相談は必要であることから、引き続き誰もが相談しやすい環境の整備に努める。	
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・ スポーツ課)	人権問題講演会等の開催	事業実績など		2-1-②
		人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
講演会や研修会等の実施に際し、男女平等の視点により学習機会の提供をするように努めたことで、男女平等を推進することができた。	講演会や研修会等を実施する際は、引き続き、男女平等の視点で学習機会の提供に努める。			
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・ スポーツ課)	団体等の情報提供 と交流の促進	事業実績など		2-2-①
		生涯学習ボランティア登録団体等に、関係団体の情報提供と交流を促進した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
年齢や性別に関係なくスキル等を持つボランティアバンク登録者を紹介するとともに、活躍の場を提供して人材育成を図ったこと。また、生涯学習ボランティア活用推進事業実行委員会を開催して、登録団体の交流を促進した。	生涯学習ボランティアバンクの周知を行うとともに、生涯学習ボランティア活用推進事業実行委員会を開催して、団体同士の交流の促進に努める。			
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・ スポーツ課)	自己実現を支援する 学習機会の充実	事業実績など		2-1-③
		「朝霞市生涯学習体験教室」を開催し、自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
市ホームページや広報で「朝霞市生涯学習体験教室」を周知し、市民の意識啓発を行い、市民の学習機会の充実が図られた。	今後も各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会の充実を図る。			

中央公民館 運営事業 (中央公民館)	自己実現を支援する学習機会の充実	事業実績など		2-1-③
		各種講座等の開催（さわやか健康教室、成人教養講座、サイエンスキッズ、人権教育講座） 参加者：延べ124人 施設の貸出し 利用人数：45, 514人 プラネタリウム観覧者数：3, 093人		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性にとっても男性にとっても魅力ある多様な学習機会が選択できるよう、各種講座の実施や生涯学習に関する情報提供を行った。	今後も、性別にかかわらず参加できる事業の計画・実施を持続できるよう公民館運営に努める。	
図書館運営事業 (図書館)		事業実績など		2-1-③
		多様な資料の収集と提供、情報の提供、各種講座や展示等の実施、電子図書サービス等を通じて、自己実現を支援する学習機会の提供と充実を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		多様な資料の収集・提供を行うとともに、事業の内容や名称、開催日時等を配慮し、個々の参加意欲の促進、性別によらない学習機会の提供と学習の支援を行うことができた。	自己実現に向けた支援ができるよう、引き続き多様な資料の収集・提供、各種事業を行うとともに、性別によらず広く学習機会の提供に努める。	
起業家育成 支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など		2-2-①
		セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は47件、起業家育成セミナーは65人の参加があった。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性別に関わらず起業に興味を持ちやすい内容とするとともに男性だけでなく女性の講師を招くなど配慮した。	性別にかかわらず起業に関する各種支援がさらに効果的に実施できるよう相談体制やセミナーのあり方を工夫する必要がある。	

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
教職員研修事業 (教育指導課)	性教育の実施	事業実績など		3-1-①
		人権教育主任研修会で関連動画やリーフレット等を周知した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」や「性の多様性に係る児童生徒用リーフレット」、「学校における性の多様性尊重取組シート」等を周知し、「多様な性」に関する正しい理解が深められるようにした。	今後も生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備し、多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進していく。	
健康危機対策事業 (健康づくり課)	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	事業実績など		3-1-②
		リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		ポスター掲示やリーフレット配布等の啓発事業において、男女平等の観点に配慮した。	今後も引き続き、各種啓発事業において、男女平等の観点に配慮していく。	
健康教育事業 (健康づくり課)	健康教育等の実施	事業実績など		3-1-②
		生活習慣病予防教室のほか、歯科口腔、食生活、睡眠などの健康教育事業を実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等の視点を意識し、性別を問わず参加しやすい配慮を心掛けたところ、健康教育事業への参加者増加につながった。	引き続き男女ともに参加しやすい事業を企画し、より多くの市民に健康教育を実施する。	
がん検診事業 (健康づくり課)	がん検診の実施	事業実績など		3-1-②
		個別がん検診、集団がん検診の実施。がん検診無料クーポン券の交付。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性に特有の病気である子宮頸がん検診や乳がん検診のほか、男女共通のがん検診について受診率向上を目指して周知した。	市で把握できる検診受診率は、市実施の検診受診率のみであるため、現状では住民全体の検診受診率を正確に把握するすべがないが、今後も男女平等や多様性の尊重を視점에効果的に周知する。	

妊婦一般健康 診査等事業 (健康づくり課)	妊婦一般健康診査 の実施	事業実績など		3-1-②
		母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を進めた。また、里帰り等で委託医療機関で受診した妊婦は1人あたり補助額上限113,730円の補助を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦健診に係る費用の一部を助成した。14回分の助成券を発行し、概ね出産までの妊婦健診の回数をカバーできるだけの助成となった。また、産婦健診1回分に加え2回目の助成を開始した。	母子健康手帳交付時に、必ず専門職が面接を行うことで、妊娠・出産や育児に関する不安や生活状況等を把握し、適切な支援に繋げていく。	
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権施策の推進	事業実績など		3-2-③
		人権施策庁内連絡会を1回開催、庁内人権問題研修推進員研修を2回開催し、LGBTQに対する啓発を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		庁内人権問題研修推進員研修等において、多様な性のあり方、LGBTQについて研修を実施し、理解促進を図った。	引き続き、庁内研修等において内容を工夫し、理解促進を図っていく。	

施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など	施策番号	
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。また、人権擁護委員による「人権相談」、人権擁護委員と協働した「人権の花運動」（小学生対象）や「人権教室」（保育園児、放課後児童クラブ通所者及び中学校支援級対象）を実施したほか、広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により市民の人権尊重意識の高揚を図ることができた。	4-1-①	
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果		課題・改善
		人権擁護委員と連携した「人権教室」では、多様な性や個性の尊重、いじめをしてはならないことなどをテーマに取り上げた。また、人権フェスティバルでは女性センターで配布している資料（防犯防災マニュアルカード等）を展示、配布した。		引き続き、人権啓発事業を通して、男女平等の視点を取り入れ、啓発を図っていく。
人権施策の推進	人権施策の推進	事業実績など	4-3-①	
		人権施策庁内連絡会（年1回開催）や庁内人権問題研修推進員研修（年2回開催）を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。また、広報誌や市ホームページでの人権啓発、平和パネル展や終戦の日等における黙とう、半旗の掲揚を実施したことにより、市民の人権尊重意識の高揚を図ることができた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果		課題・改善
人権施策庁内連絡会において関係各課の事業内容の確認をし、庁内の共通認識を図った。また、庁内人権問題研修推進員研修においては多様な性などについて職員の研修を実施した。	引き続き、男女平等についての促進を行うとともに、LGBTQ等の課題についても取り組み、相談窓口の充実や相談者の支援体制の整備を図る。			
教育指導支援事業 (教育指導課)	男女平等の視点からの人権教育の推進	事業実績など	4-1-①	
		人権教育主任研修会での関連動画やリーフレット等の周知		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果		課題・改善
特別活動・特別の教科道徳等の年間指導計画において、発達段階に応じた男女平等教育に係る取組を位置づけ、男女平等教育が推進した。	今後も児童・生徒および教育関係者の男女平等の意識を醸成していく。また、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを更に推進していく。			
教職員研修事業 (教育指導課)	異性間やパートナーによる暴力防止に関する教育の実施	事業実績など	4-1-②	
		多様な児童・生徒を受け入れる教育相談体制づくり		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果		課題・改善
子ども相談室やさわやか相談室等の教育相談体制の充実を図り、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進した。	児童・生徒や教育関係者の男女平等意識を醸成し、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを更に充実させていく。			

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
職員人事管理事業 (職員課)	ハラスメント防止 対策の強化	<p>・令和7年5月から6月にかけて、職員のハラスメントの実態把握等を目的としてハラスメントアンケートを実施した。</p> <p>・令和7年8月に、カスタマーハラスメント防止啓発ポスターの活用について庁内に周知を行った。</p> <p>・令和8年2月から3月にかけて、全職員を対象に、動画視聴による「ハラスメント防止研修」を実施した。</p>		4-1-②
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		<p>職員がお互いの人格を尊重し、相互に信頼し合うことでその能力を十分発揮できる組織風土の醸成や労働環境の創出を目的としてハラスメント防止に取り組んでいる。</p>	<p>・ハラスメントの防止等に関する要綱や指針などを定期的に周知し、全ての職員のハラスメントに対する理解促進に努める。</p> <p>・第三者によるハラスメントに関する苦情相談窓口を設けるなど、職員が相談しやすい環境を整備する。</p>	
民生委員児童委員 活動事業 (福祉相談課)	地域における被害 者の早期発見体制 の充実	事業実績など		4-3-①
		<p>地域内の情報を交換したり、事例研修を行う場として、各地区民児協の定例会等を計73回開催し、延べ1,591人の民生委員・児童委員が出席した。また、関係機関の講師による研修会の開催やビデオ研修、福祉施設の見学等を行い、福祉問題等に関する理解を深めるための研修を実施した</p>		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
<p>性別等に関係なく住民が相談や支援につながるようなことができるよう、情報発信の内容に配慮して周知を行い、多くの方に地域の課題について知っていただく機会を提供することができた。</p>	<p>地域における被害者の早期発見や地域住民からの相談機会の拡充を図るため、活動の情報発信や啓発を行い、民生委員制度の周知に努めていく。</p>			
生活保護事業 (生活支援課)	福祉関連施設との 連携強化	事業実績など		4-3-①
		<p>DVなどの問題から居住地を失った被害者の支援のために、女性センター等の関係機関と連携し、生活再建に関する支援を行った。</p>		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
<p>加害者と被害者が接触することが無いように、安全に配慮して被害状況を聞き取り、傾聴に努め、寄り添った相談支援を行った。</p> <p>被害者の状況に応じて関係機関と連携した心がけ、関係機関と役割分担を図って支援することができた。</p>	<p>緊急的に、関係機関と足並みをそろえた対応が必要となることから、被害者の状況に応じて早期に適切な関係機関と連携を図るスキルが必要となる。</p>			

生活保護事業 (生活援護課)	被害者等への相談・助言・保護支援の充実	事業実績など		4-2-①
		被害者等の状況や状態を確認する際、被害者の心境に配慮して傾聴心、寄り添うことに留意しつつ、適切な相談支援を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		加害者と被害者が接触することが無いように、安全に配慮して被害状況を聞き取り、傾聴に努め、寄り添った相談支援を行った。 被害者の状況に応じて関係機関と連携した対応を行うとともに、適切な保護を実施する中で、被害者の生活支援を行った。	関係機関と連携した速やかな対応が求められることから、被害者の状況に応じた適正な保護の実施のためのスキルはもとより、関係機関との連携を図るためのケースワーカーのさらなるスキルアップが必要となる。	
児童相談事業 (健康づくり課)	被害者等への相談、助言、支援の充実	事業実績など		4-2-①
		こども・保護者の状況等を確認し、児童虐待のリスクへの配慮や養育支援の必要性を検討しながら、必要な助言や支援を行う。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		面接等の際にこども・保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携した支援を心掛けた。 また、こどもが虐待被害を訴えた際には、安全を最優先に考え、児童が話しやすい環境を作るために、対応する職員の性別役割分業意識等を配慮した。	相談対応の充実を図るため、研修等を通じ、知識や相談技術の習得と向上に努めたい。	

施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	被害者等への健康支援 保健所や医療機関との連携強化	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施した。また、保健所や医療機関との連携により、DV被害の早期発見に努め、適切な対応を図った。		4-3-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		相談者の状況に応じて、早期に女性センター等の関係機関との連携した支援を行うことができた。	引き続き状況に応じて関係機関との連携を図り、支援を行っていく。	
母子施設入所事業 (健康づくり課)	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	事業実績など		4-3-①
		母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるように関係機関から情報等を収集するなど、連携強化を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
性差による社会的不利益に配慮し、社会的な自立を目指した支援ができた。相談者やこどもの状況に応じ、関係機関と協力・連携した支援ができた。	施設により定員や入所要件があるため、必ずしも希望どおりにならないことから、相談者やこどもの状況に応じた調整が必要となる。今後も関係機関との関係を深めて対応したい。			
包括的支援事業 (長寿はつらつ課)	地域包括支援センターや高齢者施設との連携強化	事業実績など		4-3-①
		各圏域の地域包括支援センターで総合相談支援等を実施したほか、地域包括支援センターや高齢者施設等と連携を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者施設と連携を図る際、できる限り男女ペアで対応するよう配慮したことで、様々な事例において、多様な対応ができ、当該高齢者を含む対象者等に対して、安心感を与えることができた。	地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者施設の職員も、時間帯によっては職員の男女比に偏りが生じることはあるが、急な訪問等の場合でも、冷静に、男女平等の視点を含めた情報共有や対応を図っている。			
住民基本台帳管理事業 (総合窓口課)	住民基本台帳事務における支援措置	事業実績など		4-3-①
		支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しや戸籍の附票の交付制限をした。また、戸籍の広域交付についても対象者が在籍する戸籍に交付制限をかけた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
支援措置対象者を基幹系システム上で検索した際に注意喚起を促す表示を行う運用を行い、基幹系システム利用課全体で情報共有するよう努めた。また、戸籍の広域交付においても、対象者が在籍する戸籍に制限を掛け、発行しない運用としたことから、居所を探索する者からの請求に対し、証明書等の発行について適切な運用ができた。	基幹系システム利用の有無に関わらず、各課では、多くの個人情報を持っており統一的に把握することは難しい状況である。そのため、各課又は職員一人一人が、支援措置制度について、より一層理解を深め、慎重な対応をとることが必要である。			

施策目標 5 女性の職業生活における活躍の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
広聴事業 (市政情報課)	広聴機会や手段の提供	「市への意見・要望」、「市政モニター」、「こどもモニター」及び「市長タウンミーティング」など、幅広い広聴機会・手段の設定に努めた。		5-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「市への意見・要望」においては、性別記入欄を設けずに意見を収集した。また、「市政モニター」の登録依頼時に無作為抽出で候補を選出し、性別が偏らないように努めた。あらたに開始した「こどもモニター」においては、登録受付フォームに性別記入欄を設けず募集を行った。 令和7年度「市への意見・要望」受付件数：270件（令和8年2月末現在） 令和7年度「市政モニター」新規登録者：男性74人、女性119人（令和8年2月末現在） 令和7年度「こどもモニター」登録者：51人（令和8年2月末現在）	男女平等の推進の観点から、引き続き男女問わず幅広い意見の収集に努める。	
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	事業実績など 土日や夜間など、男女が参加しやすい生涯学習活動の場となるよう、環境整備に努めた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		講座等の実施に際し、夕刻の時間帯や土日に開催するなど、男女が参加しやすい環境の整備に努めた。	引き続き、講座の時間帯や保育等に配慮するとともに、ICTを活用した講座を検討するなど、男女ともに参加しやすい環境に取り組む。	
起業家育成支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は47件、起業家育成セミナーは65人の参加があった。		5-1-③
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性別に関わらず起業に興味を持ちやすい内容とするとともに男性だけでなく女性の講師を招くなど配慮した。	性別にかかわらず起業に関する各種支援がさらに効果的に実施できるよう相談体制やセミナーのあり方を工夫する必要がある。	

就労支援事業 (産業振興課)	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	事業実績など		5-1-③
		就労支援セミナーについては、ハローワーク等との共催事業、4市合同セミナーと合わせて4回実施し、合計242人の参加者であった。市主催の就職支援セミナーは2回実施し、合計46人であった。就労支援相談の相談件数は6件であった。また、朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度では3件の認定を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性向けのセミナーやWEBセミナーを実施するなど、女性が参加しやすいよう配慮した。	性別にかかわらず就労に関する各種支援がさらに効果的に実施できるようセミナーのあり方を工夫する必要がある。	
中央公民館 運営事業 (中央公民館)	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	事業実績など		5-1-③
		再就職、社会・地域活動の実施に向けての関係各課からの依頼を受け、ポスター掲示やチラシ、パンフレットの配架等を行った。また、女性の活躍の推進を目的とした、社会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域活動の活性化を図るため、問合せに対して、適切な情報が提供できるよう心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や資料を来館者にわかりやすく掲示・配置するよう努めた。	女性の活躍推進を目的とした講座等に関し、引き続き男女平等の視点を取り入れ、継続して実施していく。	

施策目標 6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
子ども・子育て支援事業 (保育課)	子育て環境の整備	【保育所等】運営費として、保育施設に対して公定価格や補助金を給付。 【幼稚園】私立幼稚園で実施する預かり保育事業に補助金交付（3園） 【放課後児童クラブ】民間クラブの定員の見直しによる定員増（R6比6人増）		6-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		保育所の入園申請等の父母情報記入欄について、母を優先することなく、父母の意向によって第1連絡先等を設定できるようにしている。 放課後児童クラブの需要が高い状況が続いており、入所保留児童の解消には至っていない。令和7年度は五小学区の民間クラブ1支援単位で6人定員を増員した。また、令和8年度に向けて、公設放課後児童クラブの定員の弾力的運用と民間クラブの定員増について調整した。	保育園について待機児童が発生しており、入園希望者全員が入園できていない。今後は既存施設の定員拡大等により可能な限り多くの児童を受け入れていきたい。 また、働き方の多様化により、保育園と同様に放課後児童クラブでの保育を必要とする世帯が増えている一方で、クラブは、小学校区により需要のばらつきがある。 今後は、生涯学習部が実施する放課後子ども教室事業の状況などを関係部署間で共有しながら、放課後児童クラブを含めた放課後の児童の居場所づくりについて、協議を継続していく。	
勤労者支援事業 (産業振興課)	一般事業主行動計画の策定への促進	事業実績など		6-1-②
		一般事業主行動計画策定を促すために、職業生活と家庭生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、一般事業主行動計画の策定状況や女性の活躍に関する項目を設けている。また、認定チェック項目の見直しを行うなど性別に関わらず誰でも活躍できる職場環境の改善を推進した。	市内事業者の職場環境において、働きやすい職場づくりが浸透していくよう商工会などの関係機関と連携を図りながら取り組むことが必要である。	
雇用・就労に関わる法制度の周知	雇用・就労に関わる法制度の周知	事業実績など		6-1-②
		男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等での情報提供。令和2年度から「ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度」をスタートし、市内事業者の認定者数を増やす中で、法制度の周知を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、時間外労働の状況や女性の活躍に関する項目等を設けている。当該認定事業を通じて法制度の周知を図るなど、適正な職場環境の整備を推進した。	法制度の周知について、市の取組や広報媒体を活用するだけでなく、商工会などの関係機関と連携し、より広く市内事業者に周知できるよう情報発信に努める必要がある。	

就労支援事業 (産業振興課)	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	事業実績など		6-1-②
		業種別最低賃金、在宅ワーク、女性向けやシニア向け等のセミナーに関する情報を市のHPへ掲載し、チラシ、リーフレットを産業文化センター内で配布・掲示を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、リモートワーク等多様な働き方に関する項目等を設けている。当該認定事業を通じて多様な就業形態に関わる指針等の周知を図るなど、就労施策を推進した。	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインについて、市の取組や広報媒体を活用するだけでなく、商工会などの関係機関と連携し、より広く市内事業者に周知できるよう情報発信に努める必要がある。	
市民活動支援 ステーション 運営事業 (地域づくり 支援課)	市民活動支援ステーションの充実	事業実績など		6-2-①
		広報・ホームページやメールマガジンなどで市民活動に関する情報発信を行ったほか、市民活動パネル展を開催し、市民活動の周知・啓発に努めた。また、市民活動の新たな担い手の育成を目的に「地域デビュー支援セミナー」を開催した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		さまざまな事業・イベント等の周知・募集に際し、女男の区別をすること無く、誰もが気軽に参加してもらえるように配慮したことで、性別や年齢、活動領域に関わりなく、市民活動団体等の活動の活性化を図ることができた。	市民活動の啓発・周知や、主催事業の実施にあたり、男女ともに参加しやすいよう、周知方法等を工夫しながら、誰もが地域で活動しやすい環境の整備を行っていく。	
地域防災推進事業 (危機管理室)	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	事業実績など		6-2-②
		防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進した他、「防災防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識付けを行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		避難所開設時の初動対応を担う市職員である「地域対応班」について、10班全てに女性職員を指名した。 また、地域防災アドバイザーは21人中10人が女性であり、自主防災組織の訓練等において、女性視点での助言をいただくなど、きめ細やかな防災対策の推進につながった。 さらに、授乳を必要とする人などのためのスペースを避難所に設けて対応できるようにしているほか、女性センターが作成した「防災防犯マニュアルカード」を防災倉庫に設置し、避難所開設の際に役立てられるようにした。	引き続き、女性の意見を取り入れながら防災対策を推進していく。	

7 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

□実施計画取組項目との位置付けと評価

- ・国が定める女性活躍推進法に関する基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。
- ・実施計画上で推進している一部の事業が、女性活躍推進法の施策と一体となる取組について、主な施策別に評価しました。
- ・女性活躍推進法の基本方針に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価は、3つの柱立てに区分した取組項目ごとに総合評価しました。

女性活躍推進法に基づく推進計画について

【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針】

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案(下記3つの柱立て)し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	それいゆぶらざ(女性センターにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供
	2-2-1-4	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
	5-1-1-2*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	5-1-3-3	起業支援
	5-1-3-4	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	5-1-3-5	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実
	1-2-3-5	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-4	ハラスメント防止対策の強化
市内での男女共同参画を推進していく	5-1-2-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	5-1-2-2*	「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供
	6-1-1-2	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	6-2-1-1*	地域活動への参画促進
	6-2-1-2	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-3	雇用・就労に関わる法制度の周知

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-1*	事業所への男女格差改善の協力要請
	6-1-2-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

4 上記1・2・3全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-1*	女性活躍推進法の推進

* 印は進行管理事業

主な施策別にみる女性活躍推進法(基本方針)に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

主な施策	施策番号	取組項目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策に一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1-2-3-5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	それいゆぶらざ(女性センター)における情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2-2-1-4	起業支援	○		
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-4	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
	5-1-1-2*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	5-1-3-1*	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	5-1-3-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	5-1-3-3	起業支援	○		
	5-1-3-4	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	5-1-3-5	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女共同参画を推進していく	5-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	5-1-2-2*	「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進		○	
仕事と家庭の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供		○	
	6-1-1-2	子育て環境の整備		○	
	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-1-2-1*	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6-1-2-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6-1-2-3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6-1-2-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
地域活動への参画を促す	6-2-1-1*	地域活動への参画促進		○	
	6-2-1-2	市民活動支援ステーションの充実		○	

*印は進行管理事業

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

※国が定めた女性活躍推進法の基本方針を勘案し、朝霞市推進計画に示す取組項目を3つの柱立てに区分しています。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

【総評】

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの施行により、仕事と育児等との両立支援のため、育児休業制度等の整備・充実が進められています。しかしながら、女性を取り巻く就労環境については、制度を上手く利用しきれない現状も課題として残っており、希望に応じた多様な働き方の実現が確立されている社会とは、未だに言い難い状況です。市ではプロダクティブ・ヘルス/ライツなど女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす重大な人権侵害であるDVやハラスメント、性犯罪・性暴力の防止や、多様な性に関する正しい理解の促進等に向けて、リーフレットの配布や市公式ホームページでの周知啓発に加え、公共施設や公園のトイレ等に相談窓口のポスターを掲示しました。また、キャリア形成のための学習支援情報や、就業支援に関する相談窓口等について、あさか男女の輪リンク集に掲載したほか、商工会への情報提供や就労担当課との情報共有を図り、女性の活躍が推進される取組を行いました。この他、誰もが働きやすい職場環境づくりを進める企業等を、ワーク・ライフ・グットバランス企業として認定する際に、女性の活躍に関する項目を設け、男女が平等に活躍できる職場環境の改善を推進しました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評価	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく (1-2-2)	I	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する (2-1-1)	I	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する (2-1-2)	II	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる (2-1-3)	II	それいゆぶらざ(女性センター)における情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る (2-2-1)	II	就業や起業支援に向けた情報の提供 起業支援
市政への男女共同参画を推進していく (5-1-1)	II	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知 起業支援 能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

【総評】

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を推進するためには、男性や職場、社会の理解が必要不可欠であることから、市が率先して男女平等を推進し、職場環境の整備など庁内における取組が促進されるよう「朝霞市市内男女平等推進指針」について、庁内連絡会議での説明等を行いました。また、女性センター登録団体などの市民活動団体の活動案内や体験イベント等を通じて、地域活動への参画を促したほか、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等において安定的な運営のための整備や定員増を図り、家庭と仕事の両立に向けた環境整備を図りました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく (1-2-3)	I	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催 マタニティ教室、育児学級の充実 子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める (1-2-4)	II	地域人材の育成・活用
性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権の考え方を普及させる (3-1-1)	II	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信 HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ (4-1-2)	I	ハラスメント防止対策の強化
庁内での男女共同参画を推進していく (5-1-2)	I	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進 「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」の推進
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供 子育て環境の整備
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	雇用・就労に関わる法制度の周知
地域活動への参画を促す (6-2-1)	I	地域活動への参画促進 市民活動支援ステーションの充実

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【総評】

男女平等を阻害する慣行の是正に向けて、性別による固定的役割分担意識を解消するなど、誰もが認め合い、尊重されるよう、啓発冊子の配布や女性活躍推進法に関する情報提供などを行いました。男女の役割について、固定的な観念をもつことや、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を前提とした行動が、問題を引き起こしてしまう要因となることなどについて、広報あさかや、男女共同参画週間などのイベントを通して周知啓発を行いました。また、庁内への取組として、朝霞市庁内男女平等推進指針の推進や、市の各種施策等で性別による固定的な役割分担意識に捉われていることがないか、庁内連絡会議などで説明を行いました。性別に関わりなく、すべての人が活躍できる社会の実現に向けて、今後も固定的な性別役割分担意識を変える周知啓発を行っていくとともに、計画策定時での市民意識調査や事業所アンケートを通じて、女性活躍の環境整備が進んでいるかなどの現状やニーズを把握し、女性の活躍に関する施策が円滑に推進されるよう取り組んでいきます。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	男女平等を阻害する慣行の是正提案
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	事業所への男女格差改善へ向けて協力を啓発 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第1回 令和7年5月23日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査の結果について
- ・令和6年度朝霞市男女平等推進年次報告について
- ・その他

第2回 令和7年8月20日

- ・会長及び副会長の選出について
- ・男女平等推進審議会の概要及び朝霞市における男女平等推進の取組状況について
- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画骨子案について
- ・その他

第3回 令和7年10月3日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画素案について
- ・その他

第4回 令和7年12月11日

- ・市民意見交換会及び市民コメントの結果について(報告)
- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)について
- ・その他

第5回 令和8年2月24日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定について
- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(案)について
- ・その他

【朝霞市男女平等推進審議会委員名簿】

(順不同・敬称略)

令和8年3月末時点

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	片山 弥生	〃	女性センター登録団体
関係行政機関の職員	渡辺 千津子	〃	埼玉県男女共同参画推進センター(R6.4.1~)
	根上 敦全	〃	埼玉県朝霞警察署(R4.9.15~)
	井ヶ田 輝美	〃	埼玉県朝霞保健所(R4.4.1~)
知識経験者	金子智恵子	副会長	朝霞市商工会
	久慈須美子	委員	女性起業家
	栗山 昇	会長	司法書士
	土佐 隆子	委員	民生委員児童委員
	小柴 和子	〃	東洋大学
公募による市民	島根 道子	〃	公募
	武田 範夫	〃	公募
	山里 秀則	〃	公募

任期:令和7年7月15日~令和9年7月14日(2年間)

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉相談課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
上下水道部	上下水道総務課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 令和7年5月16日

- ・副委員長の選出について
- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査の結果について
- ・令和6年度朝霞市男女平等推進年次報告について
- ・その他

第2回 令和7年8月15日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画骨子案について
- ・その他

第3回 令和7年10月2日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画素案について
- ・その他

第4回 書面会議

- ・市民意見交換会及び市民コメントの結果について(報告)
- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)について

第5回 令和8年2月12日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定について
- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(案)について
- ・その他

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、こども・健康部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 令和7年5月9日

- ・リーダー及びサブリーダーの選出
- ・令和6年度男女平等推進事業報告について

- ・各種リーフレットについて
- ・令和7年度「重点活動テーマ」について

3 DV対策等関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。令和元年度からは庁内外を問わず一つの会議体とし、より一層の緊密な連携を図っております。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

区分	機関の名称
県の関係機関	1 女性相談支援センター
	2 朝霞児童相談所
	3 朝霞保健所
	4 朝霞警察署
市の関係機関	1 人権庶務課
	2 危機管理室
	3 地域づくり支援課
	4 総合窓口課
	5 福祉相談課
	6 生活援護課
	7 障害福祉課
	8 長寿はつらつ課
	9 こども未来課
	10 保育課
	11 健康づくり課
	12 保険年金課
	13 開発建築課
	14 教育管理課
	15 教育指導課
その他の関係機関	1 一般社団法人朝霞地区医師会
	2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

【会議の開催状況】

第1回 令和7年5月29日

- ・朝霞市におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・DV被害者支援における各関係機関の役割について
- ・その他

○ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

○ DV相談

本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者同士の間で振られる暴力に関する相談。

○ DV対策等関係機関ネットワーク会議

DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関する事など、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。

○ LGBTQ(エルジービーティーキュー)

レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:同性も異性も好きになる人)、トランスジェンダー(T:身体の性と心の性が異なる人)、クエスチョニング(Q:自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人)の頭文字をとった言葉。

○ NPO

Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

○ あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数のこと。

○ ジェンダー

本来の生物学的な性別(セックス)ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

○ それいゆぷらざ(女性センター)

市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。

○ 女性総合相談

本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

○ 女性に対する暴力をなくす運動

国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成13(2001)年6月5日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。

○ パープルリボン

パープルリボン(紫色のリボン)はDVをはじめとする女性に対する暴力をなくそうという国際的なキャンペーンのシンボルとなっている。女性に対する暴力をなくす運動期間中(11/12～25)の前後に、パープルリボンをタペストリーやツリーに飾り付けるといったことや、パープルリボンにちなみ紫色にライトアップするなどの運動が全国で行われる。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成28(2016)年に施行された。民間企業等(一般事業主。常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主については努力義務)並びに国及び地方公共団体の機関(特定事業主)に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

○ 性的指向・性自認(SOGI)

SOGIはSexual Orientation Gender Identityの頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。性表現を加えて表す際は、SOGIE(ソジー)と表現する。

○ 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

○ 性別による固定的な役割分業意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成 11(1999)年6月より施行されている。

○ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律。性別を理由とする差別の禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を事業主に義務づけている。

○ 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

○ 男女平等推進行動計画

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成 18(2006)年度から 10 年ごとに計画を策定しており、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの計画を「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。

○ 男女平等推進事業企画・運営協力員等

本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員が推進している。

○ 男女平等推進情報「そよかぜ」

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。

○ 男女平等推進条例

男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成 15(2003)年に施行された条例。

○ 男女平等推進審議会

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

○ 庁内男女平等推進指針

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的としている。

○ デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年に制定された法律。

○ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。

○ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

○ 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではない二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係(パートナーシップ)であることを届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度。また、パートナーシップの届出をした二人の、どちらか一方又は双方と生計を同じくすることも又は親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができる(ファミリーシップ)。令和5年4月1日から開始。

参 考 資 料

～ 女性センター 登録団体紹介 ～

ポティバランス エクササイズサークル

活動内容

美しく健康的な女性・美ママのために構築したエクササイズ。心と体のギャップの波で孤独に悩む女性たちにそっと寄り添い、心も体も元気な状態で活躍するためのサポート。

- ・身体を中心となる骨盤をエクササイズで改善
- ・女性の健康に関する様々な社会問題の解決に取り組む
- ・心とからだの健康とキレイを目指す

子育て応援サークル ル・スリール

活動内容

主に親子で楽しめる活動や、子育てが少し楽になる学びの講座を開催。

- ・子育て中の保護者を支援
- ・保護者同士をつなげ、子育てが孤立しないよう支援
- ・読み聞かせ・手遊び・調理・野外活動等の実施
- ・父親の育児参加、家事参加をすすめる

NPO法人 美えな塾

活動内容

女性の産前産後の心身の健康に関する悩みに広く迅速に対応するために、産前産後の心身ケアに関する相談、教育、情報提供並びに普及活動を行い、女性が安心安全に産前産後を過ごせる健全な社会環境の実現に寄与することを目的として設立。

- ・女性として輝き続けるための骨盤レッスン
- ・妊活から更年期まで身体を整える講座
- ・育児を楽しくするための子育てサロン

ソアーヴェ soave

活動内容

互いの尊厳を大切に、命・生理・性教育・妊活などの学びと実践を通して、すべての人が心身の健やかさと豊かな循環を育む。

- ・命の尊さ、生理、性教育に関する講座・ワークショップの開催
- ・女性特有の健康悩み（妊活・更年期等）に関する個別相談および情報提供
- ・心身のリフレッシュイベント・交流会実施 等



朝霞市男女平等推進年次報告書

令和 8 年度版(令和 7 年度事業実績)

令和 8 年 6 月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆぷらざ(女性センター)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1
TEL 048-463-2697
FAX 048-463-0524